

欧米主要国における小口預金自由化後の状況

〔要　　旨〕

1. 欧米主要国における小口預金の自由化は、1960～70年代初頭から進められ、80年代前半には多くの国でほぼ完了をみた。現在、米国、英国、西ドイツでは、定期性預金金利は完全に自由化されているほか、決済性預金についても、英国、西ドイツでは金利および商品形態に関する規制が存在せず、米国でも当座預金を除けば事実上自由化された状態にある。
2. 小口預金は、大口預金に比べ、事務コストが嵩むことから金利が低く、金利変更の頻度も相対的に少ない。同一預金種内では、金額が大きい程高い金利を付す *tier pricing* が、国を問わず一般的である。次に、定期性、決済性という区分でみると、決済性預金については、支店網、ATM設備、小切手取立て等の決済サービス関連のコストを要すること(各国)、高めの準備率が適用されること(米国)等から、定期性に比べて低めの金利が設定されている。
3. 小口預金のプライシングは、競争状況、収益動向、顧客の選好等を反映しつつ、次第に変化してきている。米国の決済性を有する預金を例にとると、自由化当初には金利面で激しい競争がみられたが、その後次第に決済サービスや手数料、最低残高等の工夫による商品体系の多様化に競争の重点が移っており、決済性の高い商品については、市場金利への追随度合いがやや鈍化している。
4. 米国、英国では、各種預金に付される金利のみならず、多岐にわたる決済関連サービスの提供、商品形態の多様化・組合せの面でも、金融機関により預金者ニーズへの対応が積極的になされている。このように、自由化の目的である預金者の便宜・厚生の向上について、相当の成果が挙がってきており、この点、金利の自由化に併せて、金融機関の創意工夫が発揮されていくことが重要と考えられる。
5. 金融機関経営全体への影響をみると、収益は、資金コスト面から影響を受けているが、経営の効率化、提供サービス・業務の多様化等による対応も図られてきている。自由化の下で個別金融機関の経営には相違が生じ得るため、金融システムの安定性維持の観点から適切な配慮も要請されるが、何よりも、自己責任原則に立脚した個別金融機関の健全な経営基盤の確立が重要な課題となっている。

〔目 次〕

はじめに

- I. 欧米主要国における小口預資金利決定の概要
 1. リテール業務をめぐる自由化の現状
 2. 預資金利の決定メカニズムの共通点と相違点

- (1) 小口預金の付利態様
 (2) 自由化後における小口預金戦略の変化

II. 米 国

1. 小口預金の種類
 2. 小口預資金利の決定プロセス
 3. 金利決定要因
 4. 預金種別にみた付利の実態
 5. 同一預金種内における金利格差
 6. 小口預資金利と手数料との関係
 7. 小口預資金利自由化の影響

III. 英 国

1. 個人向け預金の種類
 2. 小口預資金利の決定プロセス
 3. 金利決定要因と付利の実態
 4. 小口預金の手数料の実態
 5. 金利自由化の銀行収益に対するインパクト

IV. 西 ド イ ツ

1. 小口預金の種類と特性
 2. 小口預資金利の決定プロセス
 3. 金利決定要因と付利の実態、金利格差
 4. 手数料等

V. フ ラ ン ス

1. 預資金利自由化の現状
 2. 小口預資金利の決定要因および決定プロセス
 3. 国民貯蓄金庫(郵貯)の現状

VI. 結びに代えて

はじめに

欧米主要国的小口預金自由化の足取りをみると、利用者の多様なニーズへの対応、さらには金融業務における効率性の追求や競争環境の基盤確保を目的として、60～70年代初頭から各国で自由化が進められ、80年代前半には多くの国ではほぼ自由化完了をみるに至っている。

これを国別にみると、まず西ドイツでは、早くも60年代に大口預金とほぼ同時に、小口預資金利についての法的規制が取扱われ、70年代前半には実質的にも自由化が実現している。英国では、70年代初に預貸金利が原則自由化されたあとしばらくの間、小口預資金利については紳士協定の下にあったが、事実上の自由化も、70年代末以降大きく進展し、80年代前半には完了をみている。また米国では、70年代から段階的に自由化が進められ、86年初には当座預金を除き預資金利の完全自由化が実施されるに至っている。

これら各国では、小口預金自由化の過程を通じて定期性と流動性双方の預資金

利の自由化がほぼ併行的に進められてきたのも一つの特徴である。これは、預金者に無用な混乱をもたらすことがないよう、預金商品間の整合性維持に配慮しながら自由化を行う必要があったことによるものとみられている。

このように、現在、欧米主要国では小口預金金利は、ほぼ完全に自由化された状況にあるが、預金金利決定のメカニズムや実際の金利の動きについては、各国間で相違がみられる。また、各国における付利方針・態様自体も、時間とともに変化しており、とくに米国および英国では、小口預金商品について、金利、手数料のみならず、決済機能や最低預入残高等を複合的に組合せることによって預金商品の値付けをする方法(プライシング)が一般的となっている。

本稿は、欧米主要国において、現在、小口預金の金利や商品性がどのように決定されているかを整理し、今後のわが国における小口預金自由化について考える際の参考としたものである。本稿の対象としては、すでに小口預金自由化がほぼ完了している米国、英国、西ドイツの3か国を主な対象としたが、これらの国に比べ自由化が遅れているフランスの現状についても、簡単に触れている。

以下、まず第Ⅰ章では、上記4か国における小口預金金利の決定について、その共通点と相異点を整理したあと、第Ⅱ章以降では、これら各国、とりわけ米国の実情について、やや詳しく説明を加えている(なお、各国における預金金利自由化のプロセスについては、付表1～4を参照)。

I. 欧米主要国における小口預金金利決定の概要

1. リテール業務をめぐる自由化の現状

米国、英国、および西ドイツでは、預金金利そのものの自由化はほぼ完了をみているが、リテール業務を規定するその他の制度的枠組は各国で異なっており、これが、後にみるように、各国における小口預金金利決定のあり方に、ある程度影響を与えている。そこで、まず、リテール業務に関する各国の自由化の現状について、簡単に整理しておこう(図表1)。

(決済性預金に関する規制)

米国、英国、および西ドイツでは、定期性預金の金利は完全に自由化されている。決済性預金についても、英国では金利や商品形態に関する規制がすべて撤廃されているほか、西ドイツでは、貯蓄預金の決済性が法的に制限されているものの、決済性預金についての規制は存在しない。一方、米国では、決済性預金に関

(図表1)

欧米主要諸国における預金業務規制等の現状

	米 国	英 国	西 ド イ ツ	フ ラ ン ス
預金金利規制	86年に当座預金を除き自由化完了	84年に事实上自由化完了	73年に事实上自由化完了	満期1か月以上の定期預金利について自由化。ただし、貯蓄金庫の金利は規制金利
決済性に関する制限	貯蓄性預金については決済性を制限	特になし	貯蓄預金については決済性の付与を法的に制限(信用制度法21条)	貯蓄性預金については事实上決済性を制限
預金金利広告に関する規制	預金種ごとに金利や基本的な手数料に関する公正な広告を義務付け(Regulation Q)	特になし	貯蓄預金利は各営業店内に掲示を義務付け(信用制度法22条)	特になし
預金保険制度下での付保限度額	預金者1人当たり10万ドル	預金者1人当たり2万ポンドまでの預金に対し75%	預金者1人当たり破綻銀行の自己資本の30%(事实上100%付保)	預金者1人当たり40万 Franc
預金準備率	決 済 勘 定: 12% 個人保有定期: 0 % 非個人保有定期: 3 %(1年半未満) 0 %(1年以上)	「特別預金制度」が存在するが、発動されていない	当座性債務: 6.6~12.1% 定期性債務: 4.95% 貯蓄預金: 4.15%	要求払い預金: 5.5% 貯蓄性預金: 3.0%
銀行・証券の分離規制	銀行・証券の分離を規定 (グラス=スティーガル法)	ユニバーサル・バンキング (もっとも現実には銀行・証券の棲み分けが行われている)	ユニバーサル・バンキング	ユニバーサル・バンキング
預金業務に関するその他の規制	州を超えた業務展開は原則禁止 (マクファーデン法) 州法により支店展開を禁じている州あり(ユニット・バンキング)	特になし	特になし	特になし

して一部規制が残存しているが、これは限定的なものであり、営利法人当座預金を除けば事实上すべてが自由化された状態にあるといつても過言ではない。すなわち米国では、レギュレーションQにより当座預金には付利が禁止されているが、こうした規制は、当座預金を除く個人・非営利法人の決済性預金を対象外としたり、貯蓄性預金に部分的な決済性を与える(例えば、MMDA)ことにより、事实上相当程度緩和されている。

(店舗網等)

米国は、銀行の地理的な意味での展開が規制される唯一の先進国であり、いわゆるマクファーデン法により、州際銀行業務が大きく制約を受けている。これに対し、英国、西ドイツ、およびフランスでは、大手銀行が全国的に大規模な支店網を開拓している。こうした店舗網の相違は、各国における小口預金金利の動向に影響を与えている。

このほか、預金保険制度や預金準備率あるいは広告規制などの面においても、各国間で相違が存在している。

2. 預金金利の決定メカニズムの共通点と相違点

(1) 小口預金の付利態様

(金融機関本部における金利決定)

小口自由金利預金の付利プロセスをみると、金融機関の本部ベースでの金利決定方式は、各国ほぼ共通である。すなわち各国の金融機関とも、週1回程度ALM (Asset Liability Management)委員会を開催し、金利水準の変更の有無について検討している。

本部における金利決定の際に考慮される主な要因も、①市場金利(限界的資金コスト)、②他行の付利動向、③自行の資産・負債構成等と、各国に共通である。もっとも、どの要因を重視するかは銀行間での預金獲得競争の程度に依存する面が大きく、例えば銀行間の競争が激しい米国、英国では他行の動向を重視する傾向が強い一方、商業銀行が小口預金の吸収に余り積極的でないフランスでは、自行のコストに配慮することが多いようである。

(預金種別のプライシング)

小口預金は、当然のことながら、事務コストがかさむこともある、大口預金よりも金利が低いが^(注1)、その乖離は、とくに西ドイツで顕著である。また、小口預金を定期性、決済性という区分でみた場合、決済性預金は、支店網、ATM設置、小切手取立て等決済関連サービス提供のため、巨額の投資や運営費を要すること等から、その金利が定期性に比べ低めに設定されている。このほか米国では、決済性預金に対しかなり高めの預金準備率が課されていることも、決済性預金金利が定期性預金金利比やや低めになっていることの一因とされている。

金利変更の頻度は、各国とも大口預金の場合に比べ少ないが、その程度についても国によりかなりの差異がみられる。すなわち、米国では、小口CDやMMDAの金利を比較的頻繁に改訂しており、とくに前者については、金利以外の競争要素に乏しいことから、総じて市場金利をかなり明確に反映させたプライシングとなっている。また英国では、原則としてペースレート変更時に全面的な金利改訂が行われている。これに対し、西ドイツでは、小口預金金利の改訂頻度は、全般的にかなり低く、とくに決済性預金についてはほとんど変更が行われていない。

(注1) 小口定期預金の金利が大口預金よりも低い理由の1つとして、米国では、1人当たり10万ドル以下の小口預金が全額預金保険の対象であることが指摘されている。これに対し、英国は全額保証ではなく、また、西ドイツ、フランスには民間ベースの預金保険機構しかないこともあって、これら各国では保険制度の存在が小口預金金利水準に影響を与えているとの議論はみられない(各国の預金保険制度の概要は、図表2参照)。

(図表2)

欧米主要国の預金保険制度の概要

	米 国 (FDIC)	英 国 (預金者保護制度)	西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	日 本 (預金保険機構)
設立、資本金	1933年、無資本(ただし、Deposit Insurance Fundの総額は14,061百万ドル(88年末))	1982年、無資本(ただし、純資産の総額は6,750千ポンド(90/2月末))	1966年、無資本	1980年、無資本	71年7月、86年5月預金保険法(以下「法」)改正により制度を拡充、資本金455百万円
機関の性格(法人格)	「連邦準備法」(現在は「連邦預金保険法」)に基づいて設立された公的機関	公的機関(預金保護委員会)	業界団体の取決めに基づいて設立された民間機関	業界団体の取決めに基づいて設立された民間機関	「法」に基づいて設立された特別法人
制度加入の条件	国法銀行、F R S加盟州法銀行、連邦免許M S B・S & Lは強制加入、その他の銀行(S & Lを含む)は任意加入	強制加入	任意ながら、ほとんどの金融機関が加入	慣行上は強制加入	「法」に定める金融機関
対象金融機関(数)	国法銀行、州法銀行、相互貯蓄銀行、S & L、信託会社(旧FDIC加盟銀行数13,606(88年末))	1987年銀行法に定められた免許機関(外銀を含む)	民間商業銀行、貯蓄銀行、信用協同組合等(外銀を含む)	銀行法上の銀行	銀行(外銀を除く)、長信行、為銀、信用金庫、信用組合、労働金庫(合計1,085(89/3月末))
対象預金	金融機関預金を含むすべての当座預金、貯蓄預金、定期預金(C Dを含む)等(ただし、金融債、海外預金、オフショア勘定を除く)	ポンド建て預金(ただし、C D、担保預金、期間5年超の預金を除く)	要求払預金、定期預金、貯蓄預金	フランスフラン建て預金(ただし、C Dを除く)	預金、定期積金、相互掛金等(ただし、外貨預金、C D、オフショア勘定等を除く)
付保限度額	1人当たり10万ドル	1人当たり2万ポンドまでの預金に対し75%	1人当たり破綻銀行の自己資本の30%(事実上無制限)	1人当たり40万フラン(ただし、1行当たり2千万フランまで)	1人当たり1,000万円
保険料(提出金)	被保険預金の銀行 0.12% S & L 0.208%	当初(上限30万ポンド、下限1万ポンド)、追加、特別の3種類の提出金を徴収	被保険預金の0.03%	破綻の都度、加盟行が支払い	被保険預金の0.012%
資金調達方法(中央銀行貸出を含む)	加入金融機関の支払う保険料	加入金融機関からの提出金および借入金(委員会は原則として1千万ポンドまでの借入が可能)	加入金融機関の支払う保険料	破綻発生時に加入金融機関が支払いを分担	加入金融機関の支払う保険料および政令に定める範囲(現行5,000億円)で、本行からの資金借入れが可能

(預入額・地域別・顧客別のプライシング)

同一預金種内における金利格差をみると、まず金額別には、各国とも、預入額が大きくなるほど高い金利を付す tier pricing が一般的となっている。次に地域別には、州際業務規制のある米国では決済性預金を中心に地域間格差がみられるが、英国、西ドイツ等では明確な格差は存在しない。顧客別には、各国とも小口預金については原則として店頭表示金利を適用しているが、西ドイツ、フランスでは、主に定期性預金金利に関して、一定の範囲で支店長に相対で対顧客交渉を行う裁量が与えられているため、ある程度の顧客間格差がみられる。

(2) 自由化後における小口預金戦略の変化

(商品の多様化)

金利自由化後的小口預金をめぐる銀行間の競争状況については、国別にかなりの差異がみられる。すなわち、米国、英国では、各種預金に付される金利のみならず、決済関連サービスの面でも各行が競って極めてバラエティーに富んだ預金商品を提供しており、決済性を有する預金を対顧客取引の中核的商品(core deposit)として位置付ける傾向が強い。同時に、かなりの金融機関が、さまざまな顧客ターゲットを設定し、いわゆるリレーションシップ・バンкиングを強化しつつある。一方、西ドイツでは、自由化後も銀行が提供する預金商品の内容はほぼ画一的であり、金利競争も米国、英国ほど激しくないようにうかがわれる。こうした背景としては、公的年金制度の充実や低インフレの定着から私的貯蓄の金利感応度が低いことなどが指摘されている。

(付利方法も徐々に変化)

各国とも、銀行の小口預金金利のプライシングは自由化後、競争状況、収益動向、顧客の選好等を睨みながら次第に変化してきている。例えば、米国では金利自由化当初には激しい金利競争(いわゆる「Rate War」)がみられた。しかしながら、こうした金利面のみの競争が収益を大きく圧迫したとの反省もあって、決済サービスや手数料、最低残高などの面で預金商品体系を多様化し、非金利面で競争しようという傾向が全体としては強まっており、MMDA など決済性を持つ商品については、市場金利への追随度合いが、やや鈍化している。英国の場合も、ほぼ同様の傾向がうかがわれる。

II. 米 国

1. 小口預金の種類

米国では、預金は定期性預金(CD)、貯蓄性預金(満期の定めのないもので、具体的にはMMDA、一般貯蓄預金等)および決済性預金(一般当座預金、NOW)に大別される(主な預金商品の具体的な内容については、図表3参照)。これは、預金準備率を定めているRegulation Dに基づく分類であり、決済性預金には高率の準備率(12%)が課される一方、定期性・貯蓄性預金に対しては法人保有の1年半未満のもの(3%)を除き全く賦課されない仕組みとなっている。

なお、これらの預金について、「小口預金」の明確な定義は存在しないが、預金保険制度における付保限度額である10万ドル以下のものを指すことが多い。ただ、営利法人の保有が禁止されているNOWや決済面の制約が大きいMMDA、一般貯蓄預金等は商品特性上、10万ドル以上であっても小口預金商品として理解されている。

2. 小口預金金利の決定プロセス

(決定機関)

小口預金金利は、日々の金融情勢に応じて調達企画部門の裁量にゆだねられる大口預金金利と異なり、通常、Asset Liability Committee(銀行によってはPricing Committeeとも呼称、以下ALCO)で決定される。ALCOは行内の運用・調達各部署の責任者数名から構成される。このうち、預金金利決定にあたっては、リテール業務担当役員(一般に、Executive Vice Presidentクラス)に最終的な決定権限があるが、最も大きな影響力を持つのは金利見直し原案を作成する調達企画部門の担当責任者というのが、典型的パターンである。なお、中小銀行においては、金利変更に際し大手行の動向に追随したり、T Bレート等にリンクさせたりする先もみられる。

(金利見直しの頻度)

ALCOの開催頻度は、原則1週間に1度というのが一般的である。もっとも開催頻度には銀行規模により違いがみられ、中小銀行では、開催頻度は相対的に低い(例えば2週間に1度)模様である。また、金利水準は必ずしもALCO開催の都度変更される訳ではなく、金利が据置かれることもある一方、金融情勢が大

(図表3)

米国の主な預金の商品性および手数料等

		商 品 性			手 数 料 等						金利水準*
		概 要	付 利	決済回数等に 関する制限	預入制限	小切手振 出手数料	口座維持 手数料	口座維持手数料 免 除 残 高	口座開設 最低金額	引出手数料	
決済性預金	Regular Check-ing A/C										
	(Flat Fee)	残高にかかわらず定期的手数料を徴求 小切手振出には原則手数料を徴求(一定回数内は無料とする場合あり)	無 利 息	無 制 限	な し	25~50¢ 一定回数 (0~20回/ 月)以内 の小切手 振出は無 料とする 場合あり	\$2~4.5	な し	\$100~500	—	—
	(Metered)	残高により手数料を徴求 一定回数以上の小切手振出には手数料を徴求(手数料を一切徴課しないケースあり)	無 利 息	無 制 限	な し	一定回数 (5~40回/ 月)以内 の小切手 振出は無 料 一定回数 以上の場 合 15~20¢	\$ 5~10	\$ 500程度	\$100~500	—	—
	NOW A/C	付利決済性勘定 従来、NOW(固定金利)とSuper NOW(変動金利) があったが、現在は制度上の区別なし	固 定 は 変動金利	無 制 限	個人およ び非営利 法人に限 る	一定回数 (5~50回/ 月)以内 の小切手 振出は無 料 一定回数 以上の場 合 15~25¢	\$ 5~10	平残 \$2,500~ 5,000 最低 \$1,000~ 2,500	\$100~ 1,000	—	% 4.128
	Special Check-ing A/C	貯蓄性預金や定期性 預金と組合せた総合口座 小切手、ト ラベラーズチェック等の無制限振出しや 優遇金利による借入 れ等が可能	無 利 息 または 変動金利	無 制 限	な し	な し	\$ 5~15	平残 \$2,000~ 25,000 最低 \$1,200~ 15,000	\$100~200	—	—
貯蓄性預金	Senior Check-ing A/C	55~62歳以上の高齢者向け	無 利 息	無 制 限	年齢制限	な し	な し	な し	\$100~200	—	—
	MMDA										
	(3 checks)	口座振替は月6回まで また、小切手振出は、そのうち3回以内	変動金利	口座振替 6回/月 うち小切手3回	な し	な し	\$ 5~10	平残 \$1,000~ 2,500 最低 \$1,000~ 2,500	\$100~ 2,500	振替制限を 越えた場合 \$10程度	6.324
	(0 checks)	口座振替は月6回まで 小切手振出は不可	変動金利	口座振替 6回/月 小切手不可	な し	—	\$ 5	最低 \$2,500	\$2,500~ 25,000	振替制限を 越えた場合 \$10程度	6.485
	Regular Savings	普通預金に相当 四半期当たり3回程度の引出しが制限有り	変動金利	不 可	な し	—	\$ 0~6/ 四半期	平残 \$200~500 最低 \$200~300	\$ 0~100	引出制限を 越えた場合 \$1~1.5	5.122
定期性預金	Club Account	クリスマスや休暇資 金を他の口座からの振 替えあるいは小切手 での入金により積立て	変動金利	不 可	な し	—	な し	—	な し	期前解約 手数料 \$0~2	—
	CD (1W, 1M, 3M, 6M, 1Y, 2~7Y)	一般に10万ドル以上 が大口、それ以下が 小口とされる	固定金利	不 可	な し	—	—	—	—	期前解約 ペナルティー 有り	7.965

* 金利水準は、預け入れ金額が\$2,500~\$10,000のものについてのカリフォルニア州商業銀行平均(90年2月20日現在)。

(資料) 各行パンフレットより作成。

きく変動した場合には、ALCO 開催時でなくとも弾力的に金利変更を行い得る体制となっている。したがって、実際の金利変更頻度も情勢如何で異なるが、典型的なパターンとしては、小口 C D が 2 ~ 3 週間に 1 度、MMDA がそれよりもやや長く、一般貯蓄預金では事実上固定金利に近い状況にあるようにうかがわれる。

3. 金利決定要因

預本金利決定にあたり重視される要素は、各金融機関の資産規模や経営戦略等によって優先順位は異なるものの、概してみると、日々ないし週といった短期的な要因として、①市場金利、②競争行の提示する金利、③自行の資金繰り、また中長期的な要因として、④資産・負債の期間のマッチング、⑤貸出金利とのスプレッド、⑥自行の全体的な収益状況、などに集約できよう。これらの要因についてやや詳しくみると以下のとおりである。

(市場金利)

小口預本金利の決定に際しては、大口資金の市場金利動向が最も重視される。もっとも、その勘案の方法はさまざまであり、例えば小口 C D の場合、各期間に対応する大口 C D 金利を基に金利を決定する先もあれば、各種市場金利を総合的に勘案して算出した基準金利などを用いて、金利を設定するケースもある。

(競争行の提示金利)

主要競争行が提示する金利も、預金種ごとに詳しくフォローされ、自行金利決定の際の重要な参考とされている。とくに米国西海岸では、主要行がともにリテール部門に注力していることから相互のレート・モニタリングが盛んである。

(自行の資金繰り)

各行は、与信部門における資金需要動向のほか、小口 C D についてかなり厳密な期日管理を行っており、期日到来の集中する時期には、資金流出を防ぐ観点から、多少高めの金利を付利するような場合もみられる。

(資産・負債構成)

銀行は、資産面とのバランスから預金の期間構成を変化させることが望ましいと判断すれば、特定の預金種についての付利方針を変更することもある。例えば長期資産が増加した場合、長めの小口 C D に相対的に高めの金利を付利して長期資金を厚めに吸収することにより、期間のマッチングを図っている。

(貸出金利)

銀行は、金利自由化直後には市場金利を極力小口預金金利に反映させることを基本方針としていたが、その後金利を設定するにあたり、貸出金利とのスプレッドをも勘案する傾向を強めている模様である。後述のように、MMDA金利等の市場金利に対する追随度合いが後退している点についても、貸出金利の変動が市場金利に比べ安定的であり、市場金利に逆行する傾向があることの反映との見方も少なくない。

(収益状況)

不良資産の発生等により銀行全体の収益性が損なわれる場合、金利負担軽減のため、シェア維持をある程度犠牲にしても、一定期間低めの預金金利を提示するケースがある。80年代末にかけて、債務国向け債権引当金の積増しや一部地場企業向け貸出の焦付きから収益悪化を余儀なくされた金融機関が、小口預金金利について高めの付利を断念していたのが、この端的な例といえよう。

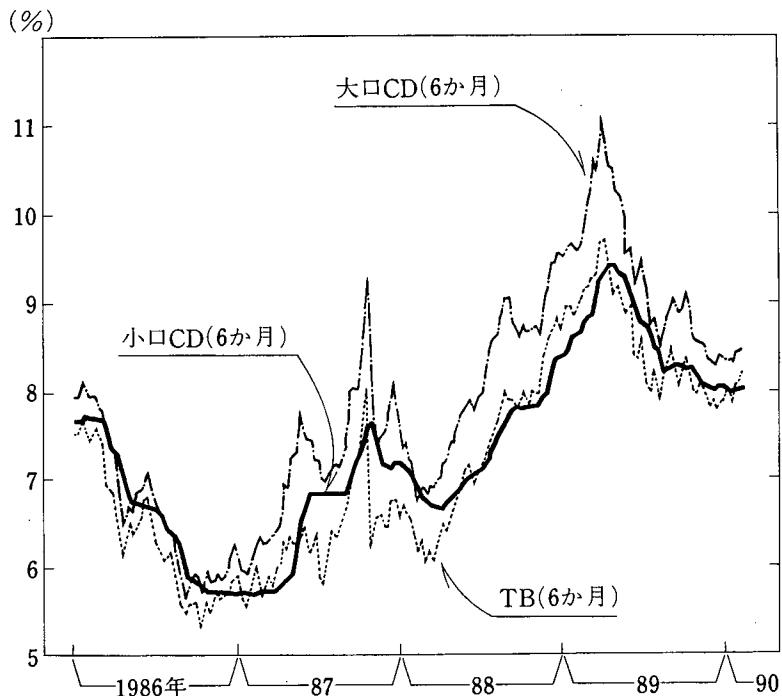
4. 預金種別にみた付利の実態

(小口CD)

小口CDの場合、決済性預金と異なり、金利以外に競争要素に乏しいことから、預金者の金利感応度も比較的高く、このため、銀行はNOW勘定等に比べ市場金利の動向をかなり明確に反映させたプライシングを行っている。

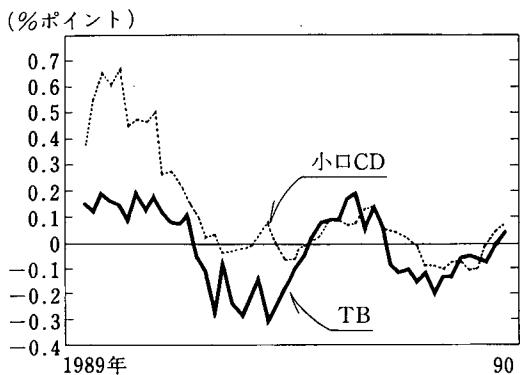
ただし、小口CD金利と大口CD金利を比較してみると(図表4)、以下のような点を指摘できる。第一に、小口CDの金利水準は大口CDよりも低い。これは、小口CDは大口に比べ単位金額あたりの事務コストがかさむことに加え、10万ドル以下の小口CDは預金保険の対象であること、等によるものと思われる。第二に、小口CDの金利は大口CDに逆行する傾向があり、また総じて変動幅が小さい。これは主として、小口の預金者が大口CDの投資家ほどは金利変動に敏感でなく、そのため金利の見直しも、大口CDの場合、時々刻々行われるのに対し、小口CDの場合、前述のように原則1週間に1度程度しか行われないことを反映したものと考えられる。第三に、逆イールド下での付利状況についても(図表5)、小口CD金利と市場金利との間には若干の差異がみられる。すなわち、小口CD金利は、基本的には市場金利を反映させているが、期間1年超のものについては、イールドをほぼフラットにするなど、市場金利に比べ逆イールドの度合を緩やかなものにとどめる銀行が多い。

(図表4)
小口CDと市場金利の推移



(資料) The New York Times, The Wall Street Journal

(図表5)
TBおよび小口CDのイールド差*推移



*TB、CDとも6か月物—3か月物、新発イールド

(資料) The New York Times, FRB Bulletin

ている。MMDAに対する銀行のプライシング姿勢の変化の背景としては、次のような3点が影響しているものと考えられる。

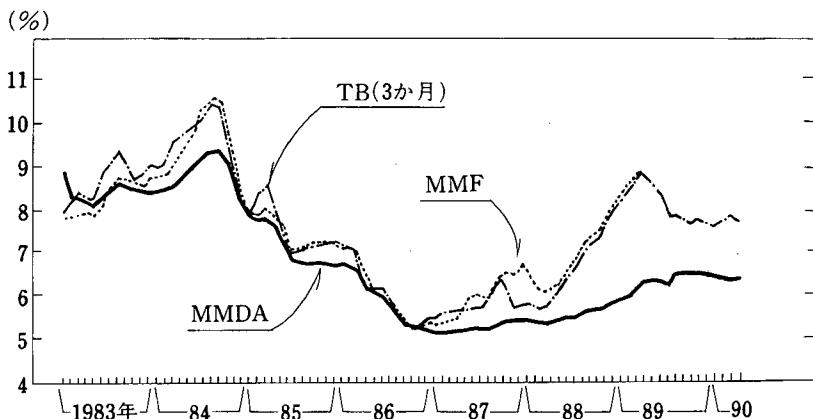
第一は、短期CD(7~31日もの)の最低預入額が段階的に引下げられた(85/1月2,500ドル→1,000ドル、86/1月金額自由)のに伴い、銀行は、金利選好の

(MMDA)

MMDA^(注2)の金利は、導入初期には市場金利やMMF(Money Market Mutual Fund、自由金利の投資信託)金利との連動関係が強く、MMF対抗商品としての性格が金利面に色濃く反映されていた(図表6)。しかしながら、86年末頃を境に、こうした市場金利との連動関係が薄れ、MMDA金利は安定的に推移するようになってき

(図表 6)

小口預金金利推移(1)



(資料) The New York Times, Money Stock Measures 等

強い預金者向け商品としては、MMDA よりも小口 C D を重視するようになり、この結果、MMDA については相対的に安定的な付利を行う姿勢を強めたことである。

第二は、預金者と銀行双方とも MMDA の決済性等、非金利サービスを重視する傾向を強めたことである。すなわち、金利自由化直後には高金利を求めた預金者も、最近では支店網や ATM へのアクセス等利便性が高ければ多少のレートの低さは容認する傾向を示している。また銀行側でも、金利競争よりも非金利サービスの拡充で差別化を図ることにより顧客を固定化する戦略をとっており、MMDA についても、非金利サービスを戦略的に拡充し、金利はむしろ安定的に設定するように変化してきたものとみられる^(注3)。

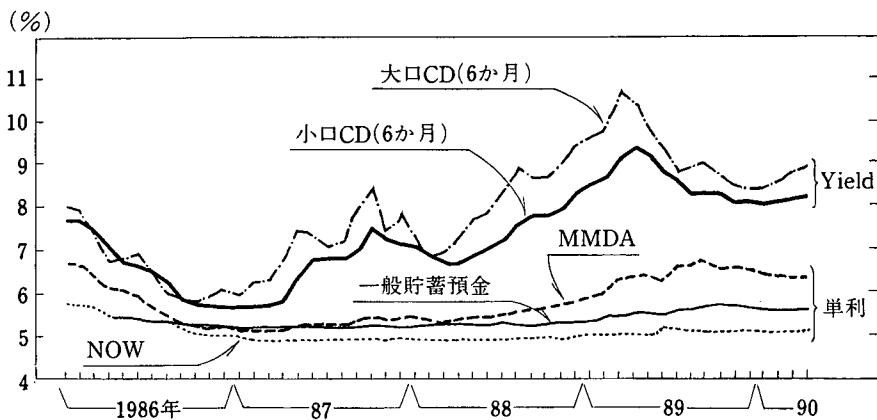
第三に、MMDA の残高が増加するにつれ、銀行側としても、その金利コストが銀行全体のコストに与える影響を無視しえなくなったという事情もあるよううかがわれる。すなわち、MMDA 導入当初、銀行は MMF 等既存の金融商品からの資金シフトを誘発するため、市場金利を強く意識した金利設定を行い、顧客

(注2) Money Market Deposit Account、限定的ながら決済機能(第三者口座への振替回数は月 6 回以内、うち小切手振出回数は月 3 回以内に制限等)が付与された自由金利の貯蓄性預金。

なお、この MMDA の決済性に関する制限については、貯蓄性預金という分類の下、準備率が低い(法人保有のうち 1 年半未満のもの 3 %)もしくは賦課されない(個人保有分および前記以外の法人保有分 0 %)仕組みとなっていることもあり、目下のところ、これを緩和しようとする動きはみられない。

(注3) 近年、MMDA と一般当座預金とを組合わせ、両勘定間の振替えを自動的に行うことにより、金利面での MMDA の有利性を保持しつつ、決済性を高めた総合口座を、戦略的商品として提供する銀行も増えている。

(図表7) 小口預金金利推移(2)



(資料) The New York Times, Money Stock Measures 等

層の確保とニューマネーの獲得に努めた。しかし、MMDA の残高が増加するにつれ、金利引上げの限界的な預金吸収効果は低下する一方、MMDA の金利変更が新規預入分のみならず、既往預入分全体に適用されることもあって、金利変動の銀行コスト全体への影響も少なくなく、このため銀行のプライシング姿勢も自ずと慎重化せざるを得なかったものと考えられる。

(NOW、Super NOW)

NOW、Super NOW^(注4)の金利は、一般に MMDA よりも低く、また市場金利との連動関係もさらに小さい(図表7)。これは、銀行側からみて、①NOW は決済性預金に分類されているため12%の準備預金負担がかかること、②MMDA とは異なり決済性に制限がなく小切手処理等のオペレーションコストがかさむこと、一方、預入者側では③金利水準よりも決済面の利便性を重視する傾向が一段と強いこと、等を反映しているものと考えられる。

5. 同一預金種内における金利格差

米国では、同一グループに分類される預金商品であっても、銀行間で商品性が異なったり、多少内容の異なる商品が一つの銀行によって同時点で複数提供される場合も多いが、以下では、こうした問題を一応捨象したうえで、同一預金種内に

(注4) NOW、Super NOW とも、個人および非営利法人を対象とする付利決済性預金。導入当初には、両者間には制度的な相違が存在した(NOW は金利規制の対象であるが最低預入残高はない一方、Super NOW は自由金利であるが最低預入残高が設定されていた)が、86年1月に NOW の金利上限および Super NOW の最低預入残高制限が撤廃され、両勘定の差異は制度上消滅した。

おける金利格差の現状とその背景について整理する。

(金額別の金利差)

預入金額が大きくなるほど高い金利を提供する「tiered interest rates」が、小口 C D のみならず、MMDA、一般貯蓄預金についてもかなり一般的にみられる(図表 8)。

(金利の地域間格差)

小口 C D については、地域間の金利差はほとんど存在しないが、決済性預金についてはある程度の金利差がみられる。とくに、MMDA や NOW の金利は、カリフォルニア州が恒常に低めの水準となっており(図表 9)、「California Rate Mystery」

(図表 8)

預金商品のtier pricingの実例(1989年11月～90年2月)

	C D			M M D A		
	銀 行 名	tier	rate	銀 行 名	tier	rate
商 業 銀 行	Bank of America	(3か月)	%	Bank of America	\$ 1,000～\$ 49,999	6.15
		\$ 2,500～\$ 9,999	7.40		\$ 50,000～\$ 99,999	6.40
		\$ 10,000～	7.45		\$ 100,000～	6.65
	First Interstate Bank	(6か月)			\$ 2,500～\$ 49,999	6.15
		\$ 2,500～\$ 9,999	7.40	Wells Fargo	\$ 50,000～\$ 99,999	6.40
		\$ 10,000～	7.45		\$ 100,000～	6.65
貯 蓄 金 融 機 関	First National Bank of Chicago	(1年)		First National Bank of Chicago	\$ 1,000～\$ 49,999	6.50
		\$ 1,000～\$ 49,999	7.35		\$ 50,000～	7.25
		\$ 50,000～	7.45	Chase Manhattan	\$ 2,500～\$ 49,999	7.08
	Union Bank	(3年)			\$ 10,000～	8.08
		\$ 2,500～\$ 9,999	7.75		\$ 2,500～\$ 49,999	7.08
		\$ 10,000～	7.80		\$ 10,000～	8.08
	Seamen's Bank for Savings	(1年)			\$ 25,000～\$ 49,999	7.31
		\$ 20,000～\$ 49,999	7.97		\$ 50,000～\$ 74,999	7.47
	Perpetual	\$ 50,000～	8.02		\$ 75,000～	7.51
		(1年)		East New York Savings Bank	\$ 2,500～\$ 49,999	7.47
		\$ 5,000～\$ 24,999	7.95		\$ 50,000～	7.61
		\$ 25,000～\$ 49,999	8.00	Crossland Savings	\$ 2,500～\$ 49,999	
		\$ 50,000～	8.05		\$ 50,000～	
	Maryland Federal S & L	(18か月)			\$ 2,500～\$ 49,999	
		\$ 100～\$ 99,999	8.00		\$ 50,000～	
		\$ 10,000～\$ 24,999	8.10		\$ 10,000～\$ 19,999	7.83
		\$ 25,000～	8.20		\$ 20,000～	8.08

(資料) 各行パンフレットより作成

(図表9)

地域間金利格差

(%)

		1988年11月21日		
		MMDA	super NOW	C D (6か月)
ニューヨーク (ニューヨーク州)	商業銀行平均	6.74	5.42	8.05
	貯蓄銀行平均	6.55	5.41	7.70
	総平均	H 6.64	H 5.41	7.88
ロスアンジェルス (カリフォルニア州)	商業銀行平均	5.48	4.11	7.17
	貯蓄銀行平均	5.39	5.15	8.13
	総平均	L 5.44	L 4.63	7.65
シカゴ (イリノイ州)	商業銀行平均	6.23	5.41	7.63
	貯蓄銀行平均	5.79	4.10	7.64
	総平均	6.01	4.75	L 7.64
フィラデルフィア (ペンシルバニア州)	商業銀行平均	5.65	5.00	7.95
	貯蓄銀行平均	5.62	5.04	8.10
	総平均	5.64	5.02	H 8.03
デトロイト (ミシガン州)	商業銀行平均	6.67	5.09	7.68
	貯蓄銀行平均	6.20	5.14	7.80
	総平均	6.44	5.11	7.74
全米平均	商業銀行平均	5.96	5.03	7.71
	貯蓄銀行平均	6.19	5.21	8.07
	総平均	6.08	5.12	7.88

(資料) Bank Rate Monitor

ともいわれている。こうした各州間の金利格差については、州際業務規制の存在が大きく寄与しているように考えられる。すなわち、決済性預金については、ATMや支店網の整備度合いが金利形成に色濃く反映されるが、とくに米国では州際業務が原則禁止されていることもあるって、銀行の決済サービスの充実度は州ごとに異なっており、これが決済性預金の金利差として表われているものと思われる。例えば、前述のカリフォルニアの場合、商業銀行上位5行は州内に膨大な支店ネットワークを持ち競争しているが、そうした支店網、ATM等の維持・運営に多大な資金を投入していること等が、他州と比べた決済性金利の低さの背景として指摘されている。

(顧客間格差)

小口預金については、ごく一部の例外を除き、支店には金利決定権限が与えられておらず、店頭表示レートがすべての顧客に適用されている。

(銀行間金利格差)

ニューヨーク地区を例にとり、商業銀行と貯蓄銀行の小口預金プライシング状況を比較してみると、まず、すべての預金種において貯蓄銀行の金利のバラツキが商業銀行よりも大きい点が特徴として挙げられる。これは、貯蓄金融機関をめぐる収益環境の悪化により、個別行の収益基盤にかなりの格差が生じていることを反映したものと推測される。

次に、預金種別に両業態のプライシングをみると、次のような特徴がある。

MMDA の金利については、貯蓄銀行がほぼ一貫して商業銀行より高めの付利を行う傾向がみられる(図表10)。これは、貯蓄銀行が支店網や A T M 設置台数など決済サービスの面における劣位を金利面で補おうとしているためと考えられる。

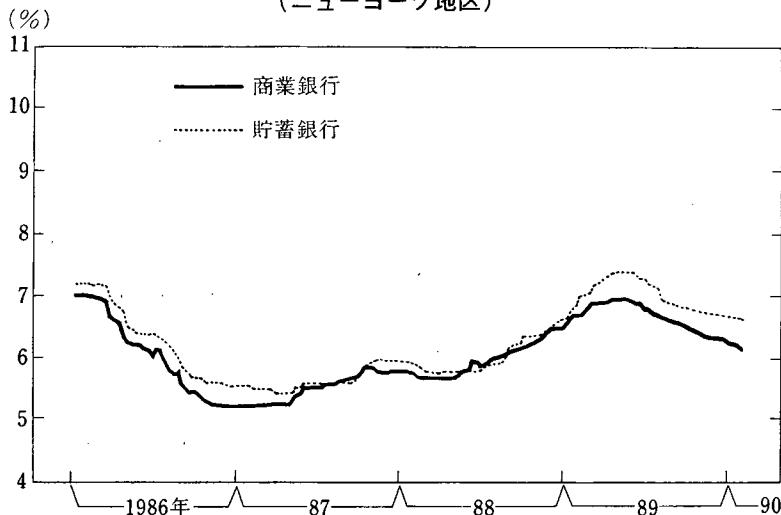
一方、小口 C D の場合には、MMDA とは異なり、貯蓄銀行と商業銀行の金利の上下関係について明確なトレンドを見出し難いが、金利変動についてみると、貯蓄銀行の方が商業銀行に比べて小幅である点が目立っている(図表11)。

これは、①貯蓄銀行は資産に占めるモーゲージローン等の比率が高く、資産利回りの変動が比較的緩やかであること、②商業銀行に比し金融情勢の判断・分析のための体制が必ずしも十分ではないことに加え、③貯蓄銀行の預金者層の金利感応度が相対的に低いとみられること、などを反映したものと推測される。

もっとも、大勢としては上記のような傾向がうかがわれるものの、それぞれの

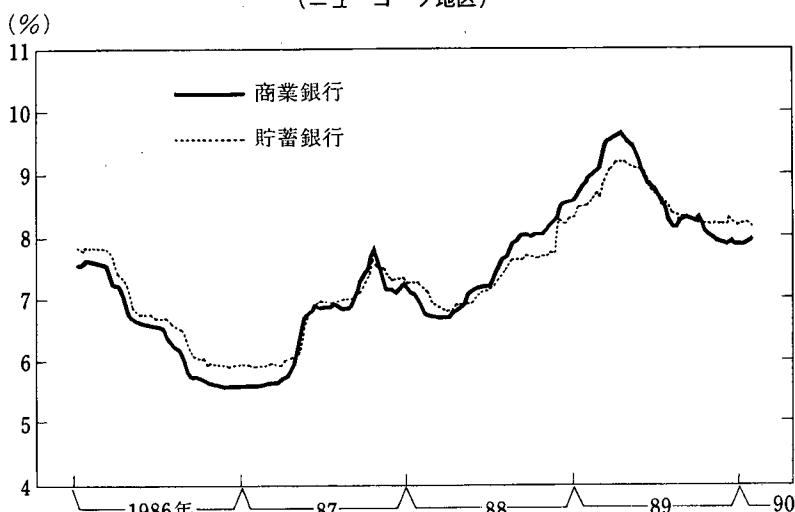
(図表10)

商業銀行、貯蓄銀行の MMDA 利回り比較
(ニューヨーク地区)



(資料) The New York Times

(図表11)
商業銀行、貯蓄銀行の小口CD(6か月)利回り比較
(ニューヨーク地区)



(資料) The New York Times

(図表12)
個別銀行間金利格差

	1989年10月18日	
	M M D A	6か月物 C D
(Money Center Banks)		
Chase Manhattan	6.82	8.06
Chemical Bank	7.25	7.79
Citibank	7.52	7.90
Manufacturers Hanover	7.15	8.00
(Regional Banks)		
City Federal(N.J.)	5.12	H 8.60
First Fidelity(N.J.)	6.00	8.25
Midlantic Banks(N.J.)	6.08	8.10
Connecticut Bank & Trust	L 5.11	8.56
Connecticut National	5.49	8.49
(Thrifts)		
Bowery Savings	6.80	8.35
Dime Savings(N.Y.)	H 8.50	8.50
Dollar Dry Dock Savings	6.08	8.45
Goldome	5.65	L 7.52
Crossland Savings	7.25	8.25
People's Bank(Conn.)	6.17	8.25

(資料) The New York Times

業態内における個別行の付利動向については、各預金商品に対する経営戦略上の位置付けや、市場金利観の違いなどを反映して、かなりの差異がみられる(図表12)。

6. 小口預金金利と手数料との関係

(手数料賦課の実態)

米国の銀行は、リテール部門において付随的なサービス(投資顧問サービス等)にかかるものを含め、多様な手数料を徴求している(図表13)。これらの手数料は、商品ごとに異なるのはもちろんのこと、同一商品であっても各行の収益状況や経営戦略を反映して、かなりの相違がある。

こうした点を踏まえたうえで、

(図表13)

主な顧客サービス手数料

(単位・ドル)

	資産規模(百万ドル)				
	50未満	50以上 100未満	100以上 500未満	500以上 1000未満	1000以上
取引客への小切手現金化サービス(100ドル当たり)	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
取引客以外への小切手現金化サービス(100ドル当たり)	2.71	2.08	2.79	3.00	2.21
シェアドラフト小切手の現金化	4.33	4.25	4.59	4.50	4.25
小切手支払停止指図の実行	8.81	9.25	10.58	11.92	12.82
相手方残高不足い伴う小切手の取立不能	4.20	5.08	4.99	4.28	4.31
残高不足による振出小切手の支払不能	10.86	11.35	12.94	13.92	16.58
公証人サービス	1.85	2.13	2.24	1.67	1.15
旅行小切手の発行(100ドル当たり)	1.00	1.10	1.11	1.09	1.29
自行宛小切手の発行(1000ドル当たり)	2.64	2.65	2.72	2.65	2.91
送金小切手の発行(100ドル当たり)	1.29	1.21	1.54	2.45	2.14
支払保証小切手の発行(1000ドル当たり)	5.08	5.58	5.95	6.00	6.64
小切手帳の発行(200枚当たり)	6.88	7.00	7.28	7.27	8.03
残高照会(ATMを通じた 残高照会を除く)	1.25	1.00	1.25	1.00	1.00
貸金庫(1年間)	11.43	11.99	13.27	14.95	14.79
公共料金収納サービス	0.25	0.25	0.75	0.75	1.00
電信振替	10.93	11.49	11.19	11.95	10.06
支払済小切手の写しの発行	0.79	0.97	1.74	1.58	2.11
取引記録の写しの発行	1.22	1.49	2.03	1.95	2.48
財務相談サービス(1時間当たり)	10.00	15.00	12.50	50.00	65.00
財務プランニング・サービス	—	200	1,000	2,500	3,100

(資料) ABA 「Retail Deposit Services Report」

預金種別にその特徴をみると、決済性を有する商品(MMDA、NOW等)は、一般に貯蓄性の商品(定期預金、一般貯蓄預金等)に比して手数料体系が複雑であり、かつ手数料の水準も高い。具体的には、定期預金については、手数料は原則として、期限前解約にかかるペナルティーのみである。これに対して、決済性預金では、多くの場合、銀行は最低残高(minimum balance)^(注5)を設定し、口座残高がこれを下回った場合に口座維持手数料を課すスキームを採用しているほか、小切手振出し回数に応じた手数料(percheck charge)が課される場合もある。また、決

(注5) 銀行は多くの場合、口座開設時にも最低預入金額を設定しており、NOW、MMDAの最低金額は、一般当座預金、一般貯蓄預金よりも高いのが通例。

済性を有する預金の中でも、金利が付されている NOW、MMDA 等は、一般当座預金等に比して最低残高、口座維持手数料とも高めに設定されている。

(金利と手数料との関係)

このような手数料は、基本的には、当該商品提供にかかるオペレーションコスト(とりわけ決済サービスにかかるコスト)を勘案して設定されているが、このほか、預金金利や最低残高も重要な要因として考慮されている。しかしながら、手数料の決定部署は必ずしも金利決定部署と同一ではなく、手数料見直し頻度も顧客への通知コストやシステム対応の問題等もあって一般に 1~2 年に 1 度程度と少ない。

ちなみに、預金金利、手数料、最低残高の 3 者の関係についてみると、FRB の「Functional Cost Analysis」^(注 6)を用いて、銀行にとって採算の合う最低残高を商品別に試算してみると(図表14)、オペレーションコストの低い小口 CD や一般貯蓄預金では、採算のとれる最低口座残高が 1~2 千ドルと低い一方、NOW および MMDA では、5~7 千ドルとかなり高い。これに対し、各行が実際に課している最低残高は、各商品とも、上で試算した採算ラインを大きく下回る金額となっているが、実際の各商品の一口座当たりの平均残高はいずれもこの採算ラインを上回っている。

(Lifeline 口座を巡る動き)

なお、手数料に関連した問題としていわゆる Lifeline Account(弱者救済のための預金口座)を巡る動きがある。

これは、預金金利自由化以降、銀行が収益確保の手段として最低残高や口座維持手数料を課していることから弱者救済的な預金制度の必要性が再認識されつつあることに端を発するものである。現在、多くの銀行では「準公共的機関としての社会的責任」を果たす見地から、低所得者を対象に種々の商品名で最低残高が低く手数料も比較的安い決済勘定(Lifeline Account)を自主的に提供しているが、一部議員により Lifeline 口座の提供を法律により義務付けようとする動きもあり、今後の成り行きが注目されている。

(注 6) F R B が毎年各行に対するアンケート調査を基に行っている銀行経営の効率性に関する分析。具体的には預金種類別の採算性に関する銀行規模別の比較分析等が含まれている。

(図表14)

預金種別採算一覧

(預金対比・%)

		Regular Checkings			NOW			Regular Savings			小口CD			MMDA		
		小規模行	中規模行	大規模行	小規模行	中規模行	大規模行	小規模行	中規模行	大規模行	小規模行	中規模行	大規模行	小規模行	中規模行	大規模行
費用	口座開設・閉鎖							0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0			
	預入・引出し	0.8	0.7	0.6	0.2	0.2	0.3	0.6	0.6	0.6				0.1	0.1	0.1
	小切手・振替	2.7	2.7	2.7	0.5	0.6	0.9	0.1	0.1	0.1				0.1	0.1	0.1
	口座維持	2.9	2.3	1.9	0.7	0.8	1.0	1.1	0.9	0.8	0.1	0.0	0.0	0.7	0.6	0.6
費用合計	その他							0.7	0.6	0.7	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
	オペレーションコスト合計	6.3	5.7	5.2	1.3	1.6	2.2	2.5	2.1	2.3	0.2	0.2	0.2	1.1	1.0	0.9
	支払い利息				5.0	5.0	4.8	5.2	5.2	5.2	7.0	7.2	7.4	5.6	5.7	5.7
	費用合計	6.3	5.7	5.2	6.3	6.6	7.0	7.8	7.3	7.5	7.2	7.3	7.6	6.7	6.6	6.6
収入	サービス・手数料等	3.2	2.3	2.0	0.3	0.2	0.4	0.2	0.0	0.2						
	利息収入	6.9	6.9	6.4	7.2	7.4	7.2	8.3	8.4	8.4	8.2	8.4	8.5	8.2	8.5	8.5
	収入合計	10.1	9.2	8.5	7.5	7.6	7.6	8.5	8.4	8.6	8.2	8.4	8.5	8.2	8.5	8.5
	取扱支	3.8	3.5	3.3	1.2	1.0	0.6	0.7	1.2	1.1	1.0	1.1	0.9	1.5	1.8	1.9
収入	金利収支	6.9	6.9	6.4	2.2	2.5	2.3	3.1	3.2	3.2	1.2	1.3	1.1	2.6	2.8	2.9
	非金利収支	-3.1	-3.4	-3.2	-1.1	-1.4	-1.7	-2.3	-2.1	-2.1	-0.2	-0.2	-0.2	-1.1	-1.0	-0.9

(ドル) 採算の見 合(最低 残高)	(手数料勘案せず) (手数料勘案後)	2,048 1,009	2,358 1,390	3,134 1,902	7,900 6,770	5,459 4,523	6,739 5,355	1,493 1,385	1,411 1,311	1,697 1,549	1,440 1,440	1,404 1,404	2,126 2,126	6,757 6,757	5,900 5,900	6,192 6,192
(シェア、 %)	(500ドル以下) (500~1,000ドル) (1,000~2,500ドル) (2,500ドル以上)	100 0 0 0	100 0 0 0	100 42 0 24	33 49 56 8	44 49 0 0	100 0 0 0	100 0 0 0	100 0 0 0	41 41 17 1	43 31 21 5	53 31 14 1	6 18 30 0	18 31 43 2	31 48 11 10	
(ドル) 口座維持最低残高 (MEDIAN)		500	500	500	1,000	1,000	1,000	100	100	100~200	同上	同上	(加州大手)	2,500		
(ドル) 口座平均残高		2,248	2,835	3,877	8,838	8,425	7,348	1,804	2,201	2,380	8,947	9,425	11,087	16,325	17,158	18,789

(注) 小規模行：預金平残 50百万ドル以下(ただし、口座開設最低預入単位・口座維持最低残高の項目のみ資産平残100百万ドル以下)

中規模行：預金平残 50~200百万ドル(ただし、口座開設最低預入単位・口座維持最低残高の項目のみ資産平残100~500百万ドル)

大規模行：預金平残 200百万ドル以上(ただし、口座開設最低預入単位・口座維持最低残高の項目のみ資産平残500百万ドル以上)

(資料) Functional Cost Analysis '88(FRB)

Retail Deposit Services Report '87, '88(ABA)、等

7. 小口預金金利自由化の影響

小口預金金利自由化はその最大の目的である預金者にとっての厚生向上という点では、預金金利がより市場金利を反映したものになり、また商品の構成も充実するなど、大きな成果を挙げたと評価できよう。一方、マイナス・インパクトとして懸念されていた金融機関収益・経営の安定性への影響、さらには金融政策の中間目標としてのマネーサプライの有用性に与える影響については、なお評価は難しいが、一応簡単に整理しておくと、次のとおりである。

(金融機関収益へのインパクト)

米国商業銀行の総資産利益率は、金融の繁閑等を反映して年々の変動を示しているが、その推移からは預金金利自由化と金融機関収益とが直接的な連動関係にあるようにはうかがわれない(図表15)。やや詳しくみても、自由化直後には激しい金利競争(Rate War)を反映してMMDA、小口CD等の採算はかなり不芳であったが、その後サービス面での競争のウエイトが高まるにつれ、金利面での利鞘はかなり回復してきている(図表16)。手数料の見直し、最低残高の設定、顧客のセグメンテーション等の経営戦略も、収益性回復にかなり寄与している面があると思われる。

一方、いわゆるS&L(Savings and Loan Associations)では、80年代に入って経営上の行き詰まりをみた先が多数に上っており、そうした背景の一つとして預金金利自由化に伴う競争の激化を指摘する向きもみられる。ただし、こうしたS&Lの危機には、①金利や業務に関する規制が緩和される中で、個別金融機関がリスク管理体制の整備が不十分なままにリスク・テークを行う傾向を強めたこと、②このようにリスク管理の徹底が促されるべき時期に銀行監督体制が緩和されたり、預金保険限度額が引き上げられたこと、また、③州際業務にかかる制約などからもともと金融機関数が過大であり、全般に金融機関経営の効率化が遅れていたとみられることなど、米国S&Lに特有とみられる要因も多いことには留意を要しよう。

(マネーサプライの指標性に対する影響)

小口預金金利自由化以後、銀行の小口預金のプライシングが、マネーサプライの動きに搅乱的に作用する事例が目立ってきている。典型的な例としては、86年の金利低下時に、各行ともSuper NOWやNOW(いずれもM₁構成要素)の金利引下げを小幅にとどめたため、M₁以外の金融資産からSuper NOW等へ資金シフト

(図表15) 銀行規模別収益動向(対総資産比率・%)

規模	収 益 項 目	1984年	85年	86年	87年	88年
全 銀 行	利 鞘(a)	3.35	3.50	3.39	3.40	3.53
	金 利 収 入	10.33	9.58	8.50	8.34	8.95
	金 利 費 用	6.98	6.08	5.11	4.95	5.42
	非 金 利 収 支(b)	-1.95	-1.97	-1.94	-1.89	-1.86
	非 金 利 収 入	1.09	1.20	1.28	1.41	1.47
	非 金 利 費 用	3.04	3.17	3.22	3.30	3.33
貸倒引当金繰入(c)		0.57	0.68	0.78	1.27	0.54
総 資 産 利 益 率 [(a)+(b)-(c)-税等]		0.64	0.70	0.62	0.11	0.84

(注) M	利 鞘(a)	2.65	2.75	2.68	2.57	2.91
	金 利 収 入	10.50	9.50	8.26	8.41	9.55
	金 利 費 用	7.85	6.75	5.58	5.85	6.63
	非 金 利 収 支(b)	-1.38	-1.36	-1.34	-1.18	-1.16
	非 金 利 収 入	1.15	1.35	1.62	1.99	2.11
	非 金 利 費 用	2.53	2.71	2.96	3.17	3.27
C	貸倒引当金繰入(c)	0.50	0.75	0.79	2.16	0.38
	総 資 産 利 益 率 [(a)+(b)-(c)-税等]	0.52	0.45	0.46	-0.86	1.06
B	利 鞘(a)	4.07	4.18	3.97	3.96	4.03
	金 利 収 入	10.76	10.17	9.18	8.63	8.91
	金 利 費 用	6.69	5.99	5.21	4.67	4.89
	非 金 利 収 支(b)	-2.47	-2.53	-2.54	-2.50	-2.50
	非 金 利 収 入	0.78	0.81	0.81	0.83	0.85
	非 金 利 費 用	3.25	3.34	3.35	3.33	3.35
貸倒引当金繰入(c)		0.58	0.79	0.87	0.64	0.51
総 資 産 利 益 率 [(a)+(b)-(c)-税等]		0.83	0.74	0.58	0.63	0.74

(注) Money Center Banks

資 産 3 億 ド ル 未 滿	利 鞘(a)	4.07	4.18	3.97	3.96	4.03
	金 利 収 入	10.76	10.17	9.18	8.63	8.91
	金 利 費 用	6.69	5.99	5.21	4.67	4.89
	非 金 利 収 支(b)	-2.47	-2.53	-2.54	-2.50	-2.50
	非 金 利 収 入	0.78	0.81	0.81	0.83	0.85
	非 金 利 費 用	3.25	3.34	3.35	3.33	3.35
貸倒引当金繰入(c)		0.58	0.79	0.87	0.64	0.51
総 資 産 利 益 率 [(a)+(b)-(c)-税等]		0.83	0.74	0.58	0.63	0.74

(注) 非金利収支には貸倒引当金繰入、債券売買益を含めない扱いとする。

(資料) Federal Reserve Bulletin

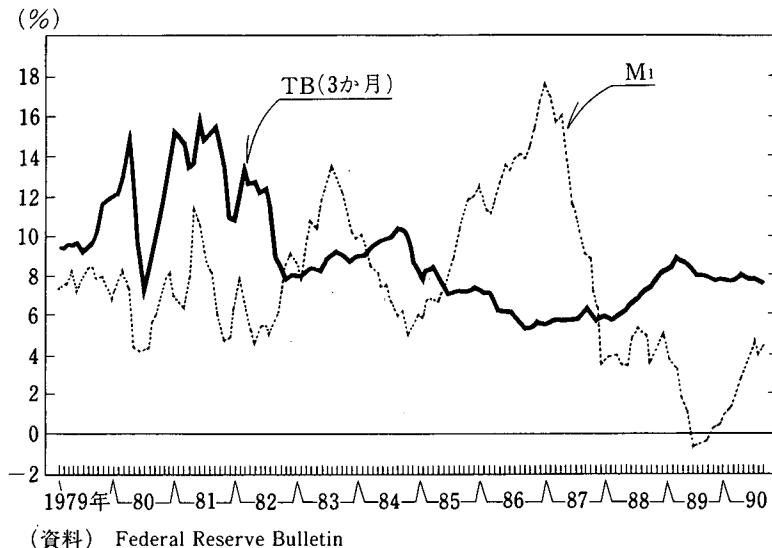
(図表16) 預 金 種 別 利 鞘 (%)

	M	M	D	A	小	口	C	D
	1984年		88年		84年		88年	
金 利 収 支	1.8		2.8		0.3		1.1	
利子支払い	8.8		5.7		10.3		7.3	
利子収支	10.6		8.5		10.6		8.4	

(資料) Functional Cost Analysis、等

84年MMDAは、日本銀行国際局試算

(図表17)
米国におけるM₁と市場金利の推移



(資料) Federal Reserve Bulletin

を生み、M₁増加率の著しい加速が生じたケースが挙げられる(図表17)。こうした経験もあって、連銀では、マネーの指標性に対する影響の観点からも小口預金のプライシングの適切な把握に努めている。

III. 英 国

1. 個人向け預金の種類

(クリアリング・バンクの預金種類)

英国では商品設計が全く自由なことから預金種類について区別すること自体難しいが、機能面に着目した場合、クリアリング・バンクの個人向け預金は、一応、決済性預金(Current Accounts)と貯蓄性預金(Saving and Investment Accounts)に大別できる(図表18)。このうち主力商品は、かつては無利子当座預金、7日物通知預金であったが、全国的な店舗、A T M網を背景に個別行^(注7)が極めてバラエティーに富んだ預金を提供してきており、現在は決済性、貯蓄性を兼ね備えた高利当座預金と、90日物通知預金等の調達に力を入れている。また、米国の場合と同様、同一のカテゴリーの商品でも、最低預入金額、引出可能金額等、各行ごとの商品性は少しづつ異なり、品揃えについても経営方針の違いから各行ごとに若

(注7) 4大クリアリング・バンクの支店数の平均はおおよそ2~3千店、A T Mの設置台数は約2千台。

(図表18)

英国の預金種別の商品性および手数料等一覧

		商 品 性		手 数 料 等		金 利(注)
		概 要	付 利	口座維持等手数料	最低預入単位	
決 済 性 預 金	無利子当座預金 (Non-interest Bearing Cheque Account)	従来から存在 付利されないが、CDカード引出や小切手振出機能あり	×	赤残になった場合を除いて原則徴求せず	な し	—
	付利当座預金 (Interest Bearing Cheque Account)	1980年最低預入金額等の制限付で導入、89年より一般的な商品を導入、CDカード引出や小切手振出が無制限に行え、かつ付利されるもの	○	〃	〃	£ % 0~499 4.0 500~ 6.0
	高利当座預金 (High Interest Bearing Cheque Account)	84年より導入 付利当座預金に比べ高金利だが最低預入単位などの面で制約あり	○	〃	£ 500~ £ 1,000	1,000~2,499 9.2 2,500~ 9.5
貯蓄性預金	カード用付利当座預金 (Card-Based Current Account)	クレジットカードとしての利用やCD利用可能なカード付付利当座預金に比べ利回りの面で有利、小切手振出は通常不可	○	〃	£ 1~ £ 100	0~499 5.25 500~ 7.25
	普通預金 (Instant Access)	隨時、告知なしで引出が可能であるが通常は決済機能なし	○	な し	£ 1~ £ 500	500~9,999 9.0 10,000~ 9.5
	通知預金 (Notice Account)	引出に7日、30日、90日等の事前告知が要求される	○	〃	£ 1~ £ 10,000	7日物 5.25 30日物 10.75 (10,000~)
	定期預金 (Term Account)	1、3、6か月、1年物等	○	〃	£ 1,000~ £ 10,000	1か月 9.0 3か月 9.5 1年 9.75

(注) 金利は源泉税収後(ネット)
Barclays(90/3月)のケース

干の相違が見受けられる(注8)。

(住宅金融組合の預金種類)

個人預金の分野では、住宅金融組合の預金がクリアリング・バンクを上回るシェアを有する(図表19)が、これら住宅金融組合もこのところ品揃えを多様化してきており(図表20)、クリアリング・バンクと小口預金のほぼすべての分野で競合している(注9)。

(注8) クリアリング・バンクの中には将来の優良顧客確保を狙い、金利やサービス面で優遇した若年層向けの専用商品(Youth Accounts)を販売している先もみられる。

(注9) 住宅金融組合が個人預金において高いシェアを確保しているのは、かつては住宅金融組合が住宅抵当貸付を独占し(80年より銀行も参入)、住宅金融組合がその預金者に対し住宅抵当貸付を優先的に利用させていたという過去の経緯に加え、80年以降、新しい預金商品の発売や新規業務への参入に積極的に取組んできたことも、背景となっている。

(図表19)
銀行と住宅金融組合の個人預金シェア(%)

	83年	88年末
銀 行 行	33.8	34.1
住 宅 金 融 組 合	49.5	52.9
國 民 貯 蓋 <含貯蓄債券等>	15.7	12.8
(うち 預 金)	3.9	3.2
その他とも計	100.0	100.0

<参考> 個人資産の内訳 (シェア、%)

	81年	88年末
銀 行 預 金	15.1	11.8
住 宅 金 融 組 合 預 金	17.0	16.3
國 民 貯 蓋 預 金	5.5	4.0
株 式・国債	17.2	17.1
生命保険・年金	34.5	41.8
その他とも計	100.0	100.0

(資料) Financial Statistics(CSO)

(図表20)
住宅金融組合の商品多様化

(クリアリング・
バンクの動向)

70年代初頭90%が普通預金	
78年 変動金利型定期預金	
80年 1、3ヶ月物通知預金 (付利当座預金発売)	
82年 7日物通知預金	
84年 高利普通預金 (高利当座預金発売)	
87年 付利当座預金 (住宅金融組合法施行) 普通預金の機能付加*	
89年 * C D、A T M、自動引落し等が可能となった。	(付利当座預金発売)

住宅金融組合の預金種別内訳

(88年末、%)

普通預金・当座預金	10.4
高利普通預金・通知預金	80.0
定期預金	7.5
積立預金	1.0
その他の	1.1
計	100.0

がとくに重視されているほか、③自行の資産・負債構成にも配慮がなされている。また、個別商品に対する付利については、銀行にとっての商品の戦略的重要性や預入金額の大小等が勘案されている。

2. 小口預金金利の決定プロセス

クリアリング・バンクにおける小口預金金利決定プロセスは、ほぼ米国と同様であり、週に1回開催される A L M 委員会で金利見直しを行う際に、小口預金金利^(注10)についても、本部におけるリテール業務のマーケティング部門が中心となって、市場性資金調達を担当している資金為替部門等と調整しつつ決定するケースが多い。もっとも、金利の見直しはこのように定期的に行う体制になっているものの、実際に預金金利全般を改訂するのは、ほぼベースレート変更時に限られている。なお、小口預金については、支店には原則として預金金利決定権限は付与されていない。

3. 金利決定要因と付利の実態

クリアリング・バンクの預金金利決定においては、通常①ベースレートを含む市場金利水準、②競争行(大手クリアリング・バンクまたは住宅金融組合)の提示金利

(注10) 英国では、「小口預金」についての定義はとくに存在しないが、大口市場性預金と小口預金の境目はおよそ25千ポンド(約6百万円)とされている。

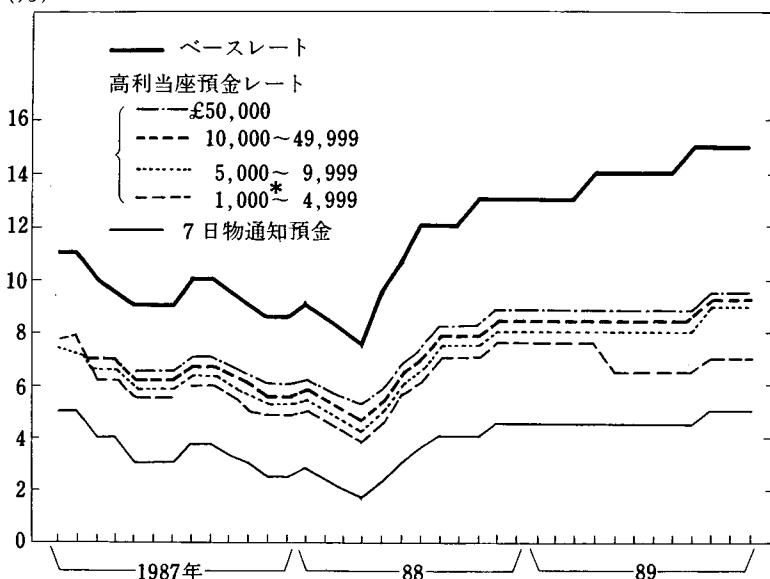
このように、預本金利の決定要因には米国の場合と差はないが、大手クリアリング・銀行が国内全地域において競合していることもあって、②の、他行の動向に対する配慮のウエイトが、米国の場合に比べ、幾分高いようにうかがわれる。

(ベースレートとの連動関係)

具体的な付利状況について、戦略商品である高利当座預金(源泉徴収税引き後^(注11))の場合をみると(図表21)、基本的にはベースレートに追随した動きとなっている。また、もう1つの戦略商品である90日物通知預金も同様にベースレートと連動している。

もっとも、こうした連動関係は88年央以降の金利引上げ局面においてやや薄れている。この背景としては、①主要競合先である住宅金融組合が、モーゲージ貸出(住宅抵当貸出)伸長のため、預貸本金利引上げをベースレート引上げに遅行させたこと、②預金商品に関する競争の対象が、決済サービス面でのさまざまな付加価値の提供などに広がっており、金利のみの競争ではなくなってきていていること等が指摘されている。

(図表21) クリアリング・銀行の付利状況
(Lloyds銀行のケース、源徴後<ネット>金利)
(%)

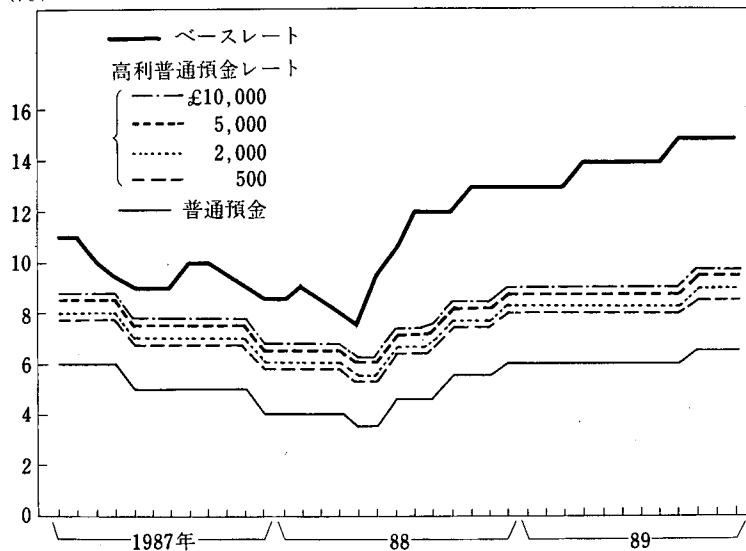


*89年央より、最低預入金額を £500 に引下げ

(資料) Financial Times

(注11) 英国の民間金融機関の預金利子は一律源泉徴収課税されており、預金者に支払われるのは税控除後のネット金利となっている。この源泉税は composite rate tax と呼ばれ、基礎税率(現行25%)をベースに、非納税者の存在を考慮して、これより若干低い水準に設定(毎年見直し、89年度21.75%、90年度22%)されている。

(図表22) 住宅金融組合の付利状況
(%)(Halifax のケース、源微後<ネット>金利)



(資料) Financial Times

(図表23)
Tier Pricing の実態 (ネット金利)

○高利当座預金

Lloyds—HICA	(注)	(Barclays—Prime)	
~ £ 4,999	5.00	£ 1,000~2,499	9.20
5,000~ 9,999	9.20	2,500~	9.50
10,000~ 24,999	9.40		
25,000~ 49,999	9.60		
50,000~	10.20		

○90日通知預金

Lloyds—Investment a/c	(Midland—Exchequer)
~ £ 4,999	5.50
5,000~ 9,999	10.50
10,000~ 24,999	11.30
25,000~	11.70

(90年3月時点)

(注) 預入金額がある一定の minimum balance に満たない場合は通知預金並みの金利が付利されているケースが多い。

(金融機関による金利格差)

英国においては、4大クリアリング・バンクが圧倒的な支店網を背景に、小口

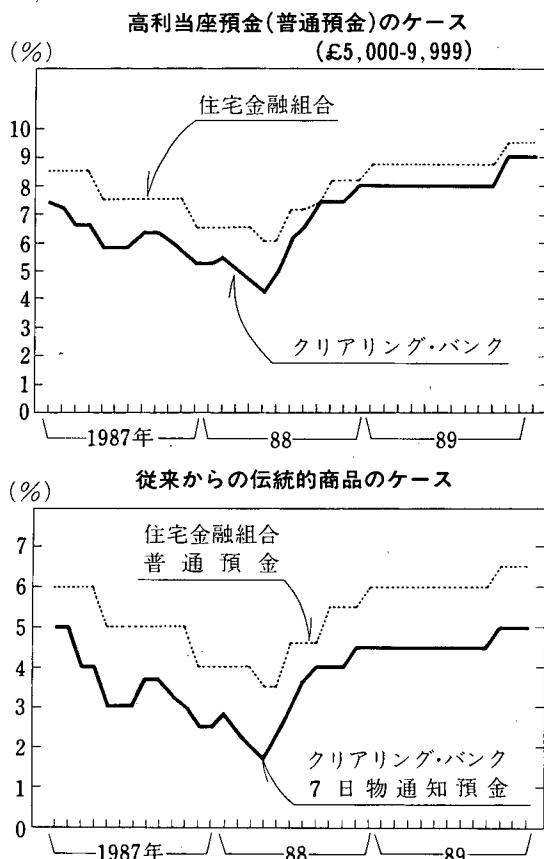
なお、住宅金融組合の類似商品の付利状況も(図表22)、クリアリング・バンクの場合とほぼ同様である。

(Tier Pricing の実態)

こうした戦略商品を中心に、英国ではその預入金額に応じて、2~5段階の金利階層(tiers)を設けているケースが多く(図表23)、一般にこうした tier pricing の度合いは米国の場合よりも明確であるようにうかがわれる^(注12)。

(注12) なお、英国の預金保険制度では、期間5年以内のポンド建て預金(担保預金等を除く)につき、1預金者当たり2万ポンドを限度に75%まで付保され、各銀行はその規模に応じて保険料を負担しているが、米国の場合と異なり全額保証でないこともあって、英国においては大口、小口の差に預金保険制度の存在が反映されているという認識はあまりうかがわれない。

(図表24)
クリアリング・バンクと住宅金融組合の金利格差



(資料) Financial Times

預金金利のプライス・リーダーとなっているが、4大クリアリング・バンク間でも支店網の差異を反映して、同一種商品においても、若干の金利格差がみられる。また、クリアリング・バンクと住宅金融組合の類似商品の金利水準を比べると、住宅金融組合の金利の方が、クリアリング・バンクより若干高めに設定される傾向がうかがわれる(図表24)。その理由として、住宅金融組合においては、決済の迅速性(ほとんどの住宅金融組合はロンドン手形交換所に非加盟のため最終決済までに余分な時日を要する)、支店網の展開範囲等サービス面での劣位を補うべく、利用者に対して金利面で幾分厚めの配慮を行っている点が指摘されている。

(地域間、顧客間による金利格差)

同一種商品の預金金利については、銀行本部で決められた金利が一律に適用され、地域間、支店間、顧客間の金利格差は小口預金については原則として存在しない。もっとも、個人向け商品についていわゆる“relationship pricing”を導入し、金利をある程度まで相対取引により決定することを検討している銀行も少なくない。

4. 小口預金の手数料の実態

英国では、かねてから決済性預金に付利が行われていたという事情もあり、口座維持手数料をはじめ各種の手数料が存在していたが、84~85年より、当座預金については残高をマイナスにしない(credit balance)といった条件を満たせば、諸手数料(口座維持手数料、決済手数料等)を減免('フリーバンキング')する動き

が、クリアリング・バンクを中心に一般的となっている(当座預金が赤残となつた場合のみ、原則として当座貸越に伴う金利チャージのほか口座維持手数料を賦課)。さらに、89年頃からは住宅金融組合との競合激化を背景に、口座維持、決済手数料を完全に撤廃する銀行もみられ始めており、英国における決済性預金をめぐる競争は、米国をしのぐ面がある。

5. 金利自由化の銀行収益に対するインパクト

クリアリング・バンクの調達コストは、当座預金への付利・手数料減免、さらには自動口座振替サービスによる貯蓄性預金への決済機能付加などを反映して上昇傾向にあるが、それにもかかわらず、クリアリング・バンクの国内部門収益はさほど大きくは悪化していない(図表25)。この背景としては、①小口預金の金利は、自由化後といえども市場性資金(15%以上)に比べれば低利であり、かつ最近の金利上昇局面においては低めに抑えられていること、②商品の多様化により、直接的な金利競争がある程度回避されたこと、③低成本の普通預金、7日物通知預金の残高がなおかなりの水準を維持していること、④当座預金への付利も、88年頃までは大口のものに限られていたこと、⑤国内中堅・中小企業向けを中心に貸出金利を高めに維持し得ていること等が指摘できよう。

住宅金融組合についてみると、新商品開発ノウハウの不足や機械化対応の遅れの目立つ中小組合では、効率化、競争力強化を目指して吸収、合併の動きを積極化させている(住宅金融組合の数は、82~89年の間に227から126へと急激に減少)。

(図表25)

4大クリアリング・バンクの最近の収益状況

百万ポンド、(%)

	1987年	88年	前年比	89年	前年比
税引前経常利益	320	4,443	12.9倍	120	-97.3
(累積債務国向け 債権引当金調整後)	3,677	4,505	+ 3.8	4,677	+ 3.8
うち国内部門収益	2,528	2,906	+ 15.0	3,072	+ 5.7

(資料) 各行 Annual Report

IV. 西 ドイツ

1. 小口預金の種類と特性

西ドイツにおける金融機関の預金商品は、当座預金(Sichteinlagen)、貯蓄預金(Spareinlagen)、定期預金(Befristete Einlagen)の3種に大別できる(図表26)。貯蓄預金に関しては「信用制度法(Kreditwesengesetz)」(21、22条)によって商品性の枠組みが定められているが、その他の商品については金利や商品内容に関する法的規制はない。なお、個別金融機関の提供する預金商品の内容は、これまでにみてきた米国、英国の場合とは異なり、各金融機関ともほぼ共通である。

(図表26)

西ドイツの預金種別商品性一覧

	商 品 性		手 数 料 等				金 利(注)
	概 要	付 利	小切手振出	口座維持	最低預入単位	引出手数料	
決済性預金 ・当座預金	小切手、振替も利用可能な決済勘定	○ 一部なし	○	○	な し	×	0.5 %
貯蓄性預金 ・法定解約 告知期間付	3か月の告知期間をもって解約可能な預金	○	×	×	な し	30営業日内 2000D Mまで引出可	2.5
	6か月以上の告知期間をもって解約可能な預金(ただし預入後6か月以上経過した場合のみ) 通常1、2、4年	○	×	×	な し	中途解約は貸出と見做し、金利を徴求	(1年)3.0 (2年)3.25 (4年)4.25
定期性預金 ・確定利付型	利率が一定の定期預金 預入期間、額によって金利を彈力的に設定	○	×	×	○	×	5万D M未満 (1か月)5.50 (2か月)5.50 (3か月)5.75
・預入期間対応 可変利回型	満期になるとプレミアム金利が付与される	○	×	×	○	×	(3年)4.86 (5年)5.49 (7年)5.92

(注) 代表的金融機関の提示レート

2. 小口預金金利の決定プロセス

本部(本店)における金利決定プロセスは、米国、英国の場合とほぼ同じである。すなわち、調達・運用両サイドの金利を見直すため週1回程度開催されるA L M委員会(Aktiv Passiv Steuerungs Komitee)でフロア・レート(基準金利)を決定するが、金融情勢等に応じて弾力的に金利見直しを行いうる態勢を整えている。

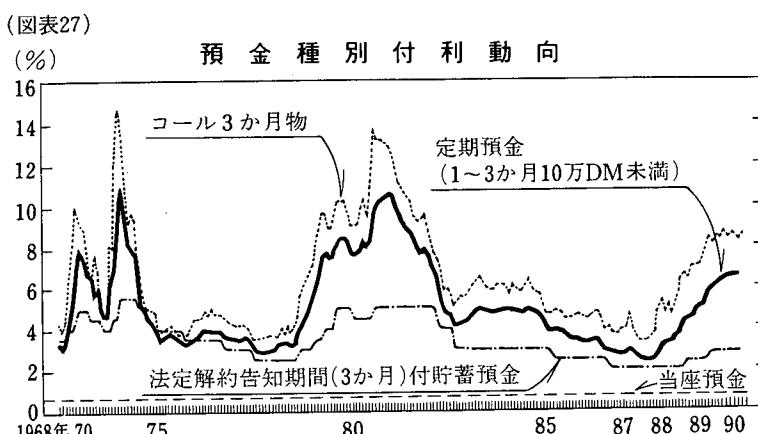
西ドイツの場合、米英両国の場合と大きく異なるのは、基準金利の変更頻度が極めて少ない一方、実際の付利に際して各支店(支店長)にかなりの裁量権限が与えられている点である。すなわち、預金金利は、上に述べたA L M委員会で決定された基準金利を下限として、顧客との相対交渉により決定されている。ただ、こうした相対の金利交渉が行われるのは、比較的金額のまとまっている場合(2万DM程度)であり、少額の預金者は概ね店頭表示金利(基準金利)をそのまま受け入れている模様である。

3. 金利決定要因と付利の実態、金利格差

基本的には米国、英国と同様に、①市場金利、②競争行の付利動向、③自行の資産負債構成、が重視されている。このほか、上述のように、比較的金額のまとまっている預金については実際の預金金利が相対交渉で決定されることから、④顧客との取引関係も重要な要因となる。具体的な付利の状況と金利格差の実態については、次のとおりである。

(預金種別付利動向)

定期預金は一般に金利感応度が比較的高い法人等を対象としていることから、市場金利に対する連動性が高い(図表27)ものの、小口の貯蓄預金の基準金利につ



(注) 当座預金はドイチュ銀行、その他は平均。

(資料) ブンデスバンク月報

いっては、実際の改訂頻度は比較的少なく、金利水準も市場金利に比べかなり低い。

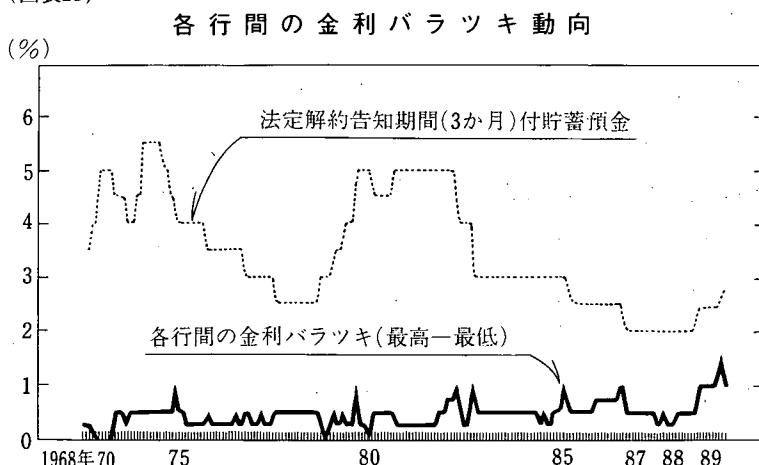
また、決済性商品である当座預金については、大口、小口を問わず、金利水準が0～1%の水準に設定され、変更自体が稀で基本的には市場金利と無関係の動きとなっている。

(金利格差の実態)

金額および顧客による格差については、米国、英国などの場合に比べ、その実態が把握し難いのが実情である。まず、定期預金の場合、ある程度の金額以上のものについては、基準金利自体に明確な tiering がなされているうえ、個別の顧客については、前述のように、相対交渉により更に金利が上乗せされる場合もある。また貯蓄預金の場合、金額による基準金利自体の tiering は、さほど大きくないが、基準金利に上乗せできる範囲に関してはやはり支店長にある程度(0.25～0.5%)の裁量が認められているため、顧客別に金利差が生じている。ただ、前述のように小ロットの預金者は概ね銀行の提示金利を受け入れているのが実態である。

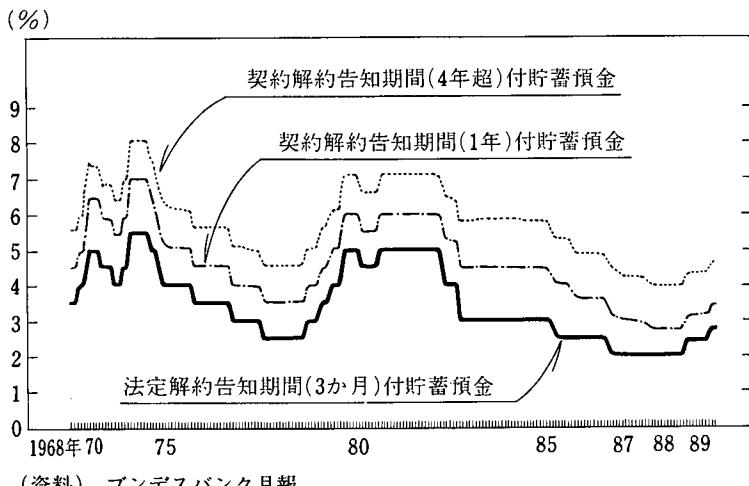
銀行間格差については、下位業態の方が総じて高めの付利を行っているが、中心商品である法定解約告知期間付貯蓄預金については、概ね0.5%以内の格差に収まっている(図表28)。地域による金利差については、各州間での格差はある程度存在するものの、貯蓄金庫が上部組織(各州貯蓄金庫協会)の金融情勢に関するレポート等に基づき金利を設定する傾向があるため、これに寄せられるかたちで各州内における金利格差は小幅にとどまっている模様である。

(図表28)



(資料) ブンデスバンク月報

(図表29)
貯蓄預金期間別金利動向



(資料) ブンデスバンク月報

一方、期間別金利の状況をみると、米国、英国と異なり、小口預金金利については、常に順イールドが保たれている(図表29)。

(貯蓄預金金利と市場金利の乖離の背景)

以上のように、西ドイツの場合、貯蓄預金金利と市場金利の乖離や当座預金への付利金利の低位安定が目立つ。その背景は、必ずしも明確ではない面もあるが、小口預金者層においては、伝統的貯蓄形態に対する指向が根強く、また安全性・流動性に対する関心も相当に高いことに加えて公的年金制度が充実していることもあるって、私的貯蓄の収益性に対する関心が比較的薄いことが指摘されている。

4. 手数料等

西ドイツにおいても、決済性預金に対して小切手振出手数料、口座維持手数料等の諸手数料や預金者負担が課されることが多いが、米国に比べてそれらの種類は、ある程度限られているほか、手数料・負担の水準自体もかなり低めのものとなっている(例えば、最低預入残高についてみると、米国の500ドル程度に対して、西ドイツではとくに要求しないのが通例)。米国では、前述のようにMMDA、NOWをはじめとする決済性預金に対して相対的に高めの付利がなされる一方、手数料の水準もやや高く設定されているのに対して、西ドイツでは、決済性預金に対する金利、手数料とも低めという点で好対照をなしている。

V. フランス

1. 預本金利自由化の現状

フランスでは、商業銀行の定期性預金については、65年以降徐々に金利自由化が進められ、90年1月をもって期間1か月以上まで完了したが、普通預金の金利はなお規制されているほか、当座預金は付利禁止の扱いとなっている。普通預金の中では小口顧客向けの非課税預金^(注13)の占めるウエイトが高い(家計部門貯蓄に占めるシェア<88年末>：40%)。非課税通帳預金は、後述する貯蓄金庫(Caisse d'Epargne et le prévoyance)等のみに認められているため、商業銀行のシェアは低い。また、商業銀行サイドでも、伝統的に法人および高所得層との取引を重視する一方、小口預金については、少なくともこれまでのところ、あまり積極的な取込姿勢を示していない。なお、フランスにおける預金商品の概要については、図表30のとおりである。

2. 小口預本金利の決定要因および決定プロセス

商業銀行の金利決定方法をみると、本店資金部門が、各期間別のマネー・マーケット・レートに加え、資金ニーズの繁閑や、顧客ターゲット、取引額、期間等の要因を勘案して金利水準を決定した後、小口預金取扱いにおけるコスト(通常は30～40ベーシス・ポイント程度)を差し引いたレートを各支店に提示している。前述のとおり、フランスの商業銀行は小口預金取引をあまり重視していないため、米国等に比べ他行の動向よりも自行のコスト要因にウエイトをおいているのが、特徴といえよう。

一方、各支店は、この本部提示レートを上限として、取引対象顧客、取引額等を勘案し、マージン(同様に30～40ベーシス・ポイント程度)を差し引いたうえで顧客にオファーしている。また、西ドイツ同様、支店の裁量が比較的大きいため、金利の地域性は大きく、同一支店内の同一金額、同一期間についても、レートはかなり異なっている。

(注13) 小口預金の厳密な定義はないが、商業銀行では、概ね50万フラン以下を小口とみなしている模様である。

(図表30)

フランスの預金種別の商品性および手数料等一覧

		商 品 の 性 能							金 利	
		概 要	付 利	小切手 振出の 可 否	口座 継持	最 低 預 入 単 位	預 入 限 度 額	課 稲 の 有 無	規制の 有 無	金 利 水準* (90/1月時点)
決済性預金	当座預金 (Dépôts à Vue)	付利されないが、小切手振出・振替が可能な決済勘定 (当座預金口座から、同一顧客の他の預金口座への自動振替サービスが可能)	X	O	X	なし	—	—	—	—
普通預金	通帳預金 (Comptes sur Livrets, Caisse d'Epargne Livrets)	個人のみ開設可能 (貯蓄金庫のA通帳預金(Livrets A)、相互信用金庫の青色通帳預金(Livrets Bleus)は非課税)	O	X	X	F.Fr.100~	A通帳: 80,000F.Fr 青色通帳: 80,000F.Fr A通帳と青色通帳の同時保有は不可	O**	O	4.50%
普通預金	庶民貯蓄通帳預金 (Comptes sur Livrets, d'Epargne Populaire)	低所得者を対象とした高金利預金で、6か月以上の据置に対してもインフレ補償割増金を上乗せ 一世帯当たり夫婦各1口座の開設が可能	O	X	X	F.Fr.200~	10,000F.Fr.	X	O	5.50% (通知預金利+1.00%)
普通預金	産業振興口座 (Comptes pour le Development Industriel ; CODEVI)	随時引出可能 一世帯当たり夫婦各1口座の開設が可能	O	X	X	F.Fr.100~	一人当たり 10,000F.Fr.	X	O	4.50%
定期預金	住宅貯蓄預金(通帳式) (Comptes d'Epargne-logement)	最低18か月据置 預入者は住宅貸付の利用が可能 (借入金利負担分の補填のため、金利に割増金を上乗せ)	O	X	X	F.Fr.750~	1預金当たり 100,000F.Fr.	X	O	2.75%+割増金 (割増金は借入金利分に対応)
定期預金	(積立式) (Plans d'Epargne-logement)	最低5年間据置 (以下、通帳式と同じ)	O	X	X	F.Fr.1,500~	1プラン当たり 300,000F.Fr.	X	O	6.00% (1.50%の割増金を含む)
定期預金	定期預金 (Dépôts à Terme)	1か月以上のものについては、自由金利	O	X	X	なし (金融機関によって個別に最低限度を設けている先も存在***)	—	O	X	6.5~8.0%
定期預金	定期預金証書 (Bons de Caisse)	(定期預金証書のうち無記名のものは、譲渡可能)								****
定期預金	国民貯蓄プラン (Plans d'Epargne Populaire ; PEP)	所得に応じた一定金額枠内で10年間据置することにより非課税	O	X	X	F.Fr.200~	1プラン当たり 600,000F.Fr.	X	X	8.0~10.0%

* 課税前金利。なお、定期預金金利については、3か月物(89/12月時点)。

** 貯蓄金庫のA通帳預金、相互信用金庫の青色通帳預金についてのみ非課税。

*** 例えば、Banque Nationale de Parisで最低預入単位を F.Fr.

20,000と設定。

**** Banque Nationale de Paris, Credit Lyonnais等。

(注1) 普通預金は、引出時期・回数が自由であるものの、振替は認められていない。

(注2) フランスでは当座預金への付利が禁止されており、これとの平仄から期間1か月末満の定期預金にも付利が認められていない。

(注3) 預金利子所得への課税は、総合課税と源泉分離課税との選択が可能。このうち分離課税は、本年より45%から35%へ引き下された経緯。

3. 国民貯蓄金庫(郵貯)の現状

フランスには、小口預金資金を集め、そのほとんどを預金供託金庫に預託(預金供託金庫はこの預託金を地方自治体に対する住宅建設資金貸付や大蔵省証券、手形の買入等に運用)する貯蓄金庫が存在する。貯蓄金庫は、民間金融機関である普通貯蓄金庫と、零細貯蓄の保護と貯蓄思想の普及を目的として設立された政府金融機関である国民貯蓄金庫に区別できる。なお、国民貯蓄金庫は、当座預金の取扱いは認められていないが、同金庫の窓口である郵便局では当座預金の取扱いが可能である。両者を合わせたものがほぼ日本の郵貯に相当する^(注14)。

通帳預金に占めるシェアは、税制面での有利性から、89年末現在、貯蓄金庫(国民貯蓄金庫+普通貯蓄金庫)が75.2%(うち非課税分69.9%)、相互信用金庫(協同組合組織の金融機関)8.9%と両者で8割以上を占めており、銀行はわずか15.9%に過ぎない。通帳預金を含む普通預金の金利は、大蔵大臣が決定権限を有する規制金利である。この普通預金金利は、商業銀行の定期預金金利をかなり下回る水準に保たれてきたため、現在は零細預金を貯蓄金庫等がほぼ全面的に吸収する一方、金利感応度の高い、高所得層の預金は、商業銀行が扱う、という形の分業が定着している。

もっとも、今後は、本年1月に導入された各業態相乗りの自由金利投信型貯蓄商品である国民貯蓄プラン(PEP)での直接競合に加え、92年EC統合後における他国金融機関との競争激化という展望のもと、フランスの商業銀行もリテール業務にこれまでに比べ注力していく可能性は高く、官民競合問題は、今後一層重視されていくものとみられる。

(注14) 国民貯蓄金庫預金と郵便局当座預金を合わせた資金残高は、全金融機関保有対顧預金の14%(89年9月末、図表31)。ちなみに、英国や西ドイツにも郵便貯金ないしはこれに相当する制度があるが、預金に占めるウエイトは小さい(英国、西ドイツとも3%)。

(図表31) 郵貯の顧客預金残高(89/9月末)

(単位・10億FFr、()内%)

	全預金総計	決済性預金	普通預金		定期性預金
		当座預金	通帳預金	契約貯蓄預金	定期預金
金融機関計	3,420.0	1,040.6	1,276.2	428.6	674.6
郵 貯 (シェア)	490.8 (14.4)	151.2 (14.5)	308.7 (24.2)	21.2 (4.9)	9.7 (1.4)

(注) 金融機関とは銀行、相互・協同組合銀行、普通貯蓄金庫、国民貯蓄金庫、郵便局を対象とする。

このうち郵貯は国民貯蓄金庫と郵便局の合計。

VII. 結びに代えて

本稿では、各国における小口預金自由化後の状況を中心に整理を行ってきた。最後に、これまでみてきたような各国の経験を踏まえたうえで若干のインプレッションをとりまとめることにより、結びに代えることとしたい。もとより、各国とも小口預金金利が自由化されているとはいっても、金融制度等には国ごとに相違があることに留意する必要はあるが、以下のような整理が可能であろう。

第1に、小口預金自由化は、その最大の目的である、預金者にとっての便宜・厚生の向上という点で、相当の成果を挙げてきていると評価できよう。まず、金利自由化後、預金金利はかなり市場金利を反映するようになっているほか、金利規制下における景品等(インプリシット金利)が表面的金利(エクスプリシット金利)にとって代わられるようになっている。また、金利面に限らず顧客ニーズに沿った多様なサービス供給という面でも、金融機関の間での競争が強まっており、従来に比べ利便性の高い決済サービスや預金商品が提供されるようになっている。このように、各国の金融機関は、金利、手数料のみならず、決済サービスの付与や商品組合わせの面でも利用者ニーズへの積極的な対応の努力を払ってきているが、こうした意味では、預金金利を自由化することと併せて、民間金融機関の発意や創意工夫を促していくことが重要と考えられる。

第2に、各国金融機関の小口預金プライシング戦略は、自由化直後と最近とでは変化している。とくに米国や英国の例をみると、自由化当初は、新種商品の実績作り、顧客の取込みのため、表面金利による競争が強まった。しかし、その後の変化をやや俯瞰的にみれば、とくに決済性預金については、市場金利に対する追随度合いがやや鈍化し、上述のように次第に決済サービスの付加等の面における独自の商品設計など、金利以外の面での競争に転化する傾向がうかがわれる。この結果、とくに米国および英国では預金商品の多様化が格段に進展してきている。こうした背景には、単に収益面への配慮のみならず、安定的な顧客の確保という観点からも非金利サービスが重要である、との金融機関側の認識を指摘し得る。すなわち、金利に敏感な一部顧客層は定着度合いが低く、むしろ、安定的な顧客を確保するためには、顧客ターゲットを設定して、それぞれのニーズに合わせた、きめの細かい商品提供を行う方が得策、という考え方があるよううかがわれる。

第3に、自由化による金融機関経営全体に対する影響については、各国の場合

とも、必ずしも明確でない。すなわち、小口預金の自由化が金融機関の資金調達コストに影響を及ぼすのは当然ながら、それが金融機関の収益全体に与える最終的なインパクトの大きさは、資金運用収益をどのように向上させ得るか、あるいは経営効率をどの程度引き上げ得るかに依存している。これはまた、預本金利の自由化と並行して進展する、他の業務分野における自由化に金融機関がどのように対応していくか、という点とも、無関係ではあり得ない。すなわち、資金調達コストが上昇しても、一方でエコノミー・オブ・スコープの実現や、経営の効率化があれば、コスト上昇分はかなりの程度吸収され得るはずであり、そこにまた自由化の本来の意味があるといえよう。さらには、小口預本金利の自由化に伴い、各金融機関としては、市場からの資金調達を、個人預金という、より安定的な資金調達をもって代替する(re-intermediation)ことが容易になっていることも見落せない。現に、とくに米・英の銀行がリテール部門の強化に改めて注力しているのも、こうした点を裏付けるものといえよう。

もちろん、欧米諸国においても、預本金利や業務の自由化が進展するにつれて競争は激化し、個別金融機関の経営に相違が出てきたのは事実である。これについては、自由化の趣旨そのものが、利用者の多様なニーズに応え、金融機関の競争を促進することにある以上、こうした流れはある程度避けられないものとの認識も強い。このような点を踏まえれば、自由化の下では金融システムの安定性維持の観点から、適切な配慮も要請されるが、何よりも個別金融機関において自己責任により健全な経営基盤を確立していくことが、求められている。

最後に、米国における経験が端的に示すように、小口預本金利のプライシングの変化は、マネー対象外資産とのシフトイン・シフトアウトを通じてマネーサプライの動きにも大きな影響を与えうる。わが国においても、小口預金の自由化が進展する下では、こうした観点からも、銀行のプライシング動向を的確にフォローし、それがマネーサプライ指標に与える影響を分析していくことが一段と重要なろう。

(国際局)

(付表1)

米国における預金金利自由化の経緯

	定期預金		流動性預金 貯蓄性預金	関連法 決済性預金
	大口(10万ドル以上)	小口(10万ドル未満)		
1970年	6月 期間30~89日の10万ドル以上の大口定期預金(大口CD)の金利自由化	大口預金金利の自由化完了		
73年	5月 期間90日以上の大口定期預金(大口CD)の金利自由化			
78年 79年	第1段階	6月 6か月物MMC創設 7月 4年物SSC創設		
80年		1月 2年半物SSC創設 (4年物SSC廃止)		3月 「1980年金融制度改革法」成立 —預金利上限規制を6年間で撤廃
82年	第2段階	5月 預金利上限規制の段階的撤廃開始 —期間3年半以上の金利規制適用外の定期預金創設 —3か月物MMC創設 9月 7日~1か月物MMC創設	12月 NOW勘定を全国に認可(金利上限5.25%)	10月 「1982年預金融機関法」成立 —MMDA、スーパーNOW勘定等新商品の創設認可
83年	第3段階	4月 2年半以上の定期預金利の自由化SSCの期間を1年半以上2年半未満へ短縮 10月 32日以上2年半未満の定期預金利の自由化 7~31日の定期預金については、預入額2,500ドル以上の場合、付利自由	1月 スーパーNOW勘定創設(最低預入額2,500ドル、付利自由)	
85年	第4段階	1月 7~31日の定期預金(付利自由)についての最低預入額を2,500ドル→1,000ドルに引下げ	1月 MMDA最低預入額を1,000ドルに引下げ	1月 スーパーNOW勘定最低預入額を1,000ドルに引下げ
86年		1月 定期預金(付利自由)につき、最低預入額を全面的に撤廃	1月 MMDAにつき、最低預入額を撤廃 3月 通帳型貯蓄預金上限金利(5.5%)の撤廃	1月 NOW勘定につき金利上限を撤廃、スーパーNOW勘定につき最低預入額を撤廃(規制上、NOW勘定とスーパーNOW勘定を1本化)

(付表2)

英國の預金金利自由化を巡る動き

金利自由化を巡る動き	金融制度の改革等	
1971/10月 「市中預貸金金利協定」の廃止(原則自由化の確立)	1971/5月 英蘭銀行、「競争と信用調節」(Competition and Credit Control)と称する新金融調節方式に移行 ——金融機関に対する量的貸出規制の撤廃、最低流動準備比率規制および特別預金制度の適用を全銀行に拡大、市中預貸金金利協定の廃止等	
大口預金金利の自由化完了	72/10月 公定歩合に代え、市中金利(TB入札レート)に連動するMLRを導入 73/6月 増加率ベース特別準備預金制度(コルセット)の導入 78/5月 MLRのTB連動廃止(裁量的決定方式に移行) 79/4月 銀行法(Banking Act 1979)成立 ——預金取扱機関の免許制導入、預金保護制度(Deposit Protection Fund)の設立 10月 為替管理完全自由化 80/6月 増加率ベース特別準備預金制度を廃止	
小口預金金利の自由化開始	81/8月 英蘭銀行、新たな「金融調節方式に関する諸措置」(Monetary Control Provision)を発表 ——オープンマーケット・オペレーション重視、MLRの公表停止(かわって市場介入レートの日々公表)、最低流動準備比率規制の廃止 82/8月 大手銀行、土曜営業を開始(Barclays銀行)	
小口預金金利の自由化完了	84/2月 Midland銀行、市中金利連動型の高利当座預金(High Interest Cheque Account)を発売 84~85年 大手銀行、当座預金の口座維持手数料等を原則廃止 87/5月 住宅金融組合、当座預金に付利を開始 89/1月 Lloyds銀行、付利当座預金(Classic Account)を発売	87/1月 住宅金融組合法(Building Societies Act)成立 5月 新銀行法成立

(付表3)

西ドイツにおける預金金利自由化等の推移

金利に関する事項	関連事項
1955. 1 起債条件自由化	
1965. 3 「金利調整令」施行 これに伴い預金金利規制の対象を4年未満から2年半未満に短縮	1958. 8 銀行店舗設置自由化 1961. 9 通貨の自由交換性回復 1962. 1 新「信用制度法」施行
1966. 7 3ヶ月以上の大口預金(金額100万マルク以上)の金利自由化	1966. 12 キージンガー内閣成立 (シラー経済相就任)
1967. 4 「金利調整令」廃止 (預貸金金利規制全廃)	
1969. 末 定期預金金利に関する標準金利事实上消滅	
1973. 10 資蓄預金金利に関する標準金利廃止	1976. 5 「信用制度法」改正

(付表4)

フランスにおける定期預金金利自由化を巡る動き

預金金利自由化の推移		金融制度の改革等
1945	国家信用理事会による上限金利規制 ——当初期間1年未満、その後強化され、57年には全期間に適用	
1965. 4	期間6年以上の定期預金自由化	1966. 1 銀行法改正 ——長短分離原則の修正 1966. 4 貸出金利自由化
1967. 7	期間2年超または25万FFr超自由化、要求払い預金に対する付利禁止	
1969. 6	期間1年超または10万FFr超自由化	1972. 5 貸出枠規制の導入
1976. 1	期間2年超または20万FFr超のみ自由化(規制強化)	
1979. 5	期間1年超または10万FFr超を再度自由化	1979. 4 「マュー報告」発表 ——①地方における金融の円滑化促進、②貸出枠規制の緩和、③業態別分野規制の緩和、④中小企業金融の改善、を提唱
1981. 9	期間1年超および6か月超かつ50万FFr超自由化 ——期間3か月超1年以内かつ30万FFr超50万FFr以下および6か月以内かつ50万FFr超は市場金利連動 ——それ以外は規制金利	
1983. 8	期間3か月超かつ50万FFr超自由化	1982. 2 ミッテラン政権下、銀行36行が国有化(従来は4大銀行<その後合併により3行>のみ国有化) 1984. 1 新銀行法(「金融機関の活動と監督に関する法律」)成立 ——各種金融機関を一元的な監督下に置くとともに、金融機関間の競争条件の平等化を図る法的枠組みを整備 ——預金銀行、事業銀行、中長期信用銀行の業務区分を解消し、一括して「銀行」として位置付け 1984.12 貸出枠規制廃止
1985. 3	C D発行開始	
1985. 7	期間3か月超1年以内かつ30万FFr超50万FFr以下の再規制(従来市場金利連動)	
1986. 5	期間3か月超の預金金利自由化 ——期間3か月以内50万FFr以上は市場金利連動 ——期間3か月以内50万FFr未満は規制金利	1986. 7 国有企業の民営化法成立(期限91年3月1日)
1990. 1	期間1か月以上自由化	1987. 1 貸出準備率制度廃止 1988. 1 証券取引所改革法成立(「フランス版ビッグバン」)